

# 危機管理マニュアル (学校防災マニュアル)

～安心・安全な学校をめざして～

高知県立大方高等学校(全課程)

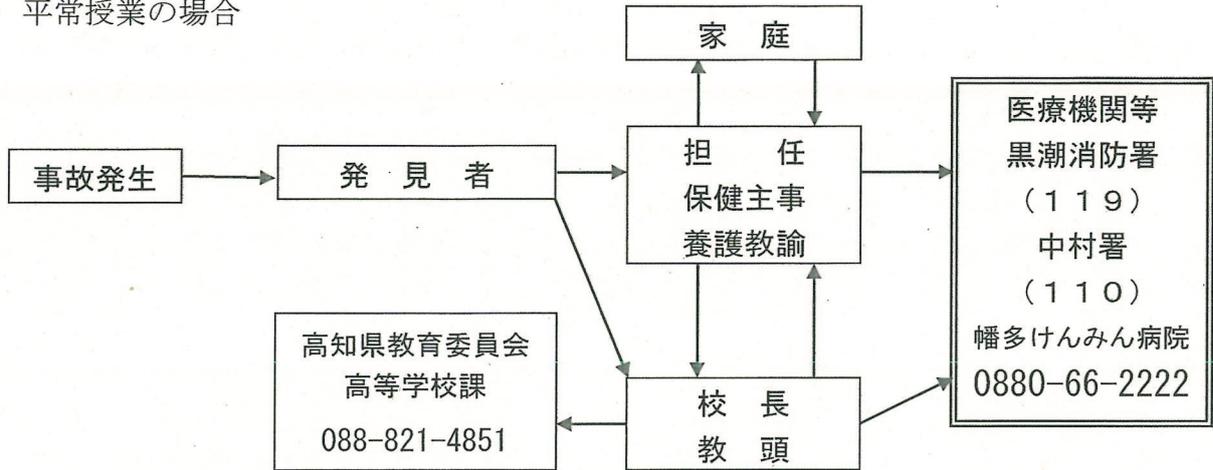
## 目 次

□ 校内救急体制と校内危機対応チームの編成	1
□ 緊急連絡先一覧	2
□ 授業中の事故	3
□ 部活動中の事故	5
□ 熱中症	7
□ 頭頸部外傷	8
□ 不審者	9
□ 火災	10
□ 地震災害・津波災害	11
□ 雷・竜巻	15
□ 災害用生徒安否確認マニュアル	17
□ 暴力事件（人権に関する問題）	19
□ いじめ防止対策のための委員会及び保護者・地域・関係機関 いじめ（人権に関する問題）・いじめ防止基本方針	21 22
重大事態対応図	27
□ インターネット上の犯罪被害	28
□ 差別事象（人権に関する問題）	29
□ 家出	31
□ 自殺予告	33
□ 盗難	35
□ 感染症（第一種及び第二種、麻しん、結核）の発生	36
□ 感染症対応	37
□ 食中毒	39
□ 食物アレルギー	40
□ 飲料水の汚染	42
□ 交通事故	43
□ 気象災害への対応	45
台風、大雨等における教育活動の中止判断基準（全日制）	46
（定時制）	47
（通信制）	48
□ 防災計画	49
□ 学校安全計画	52
□ 弾道ミサイル	53

## 校内救急体制と校内危機対応チームの編成

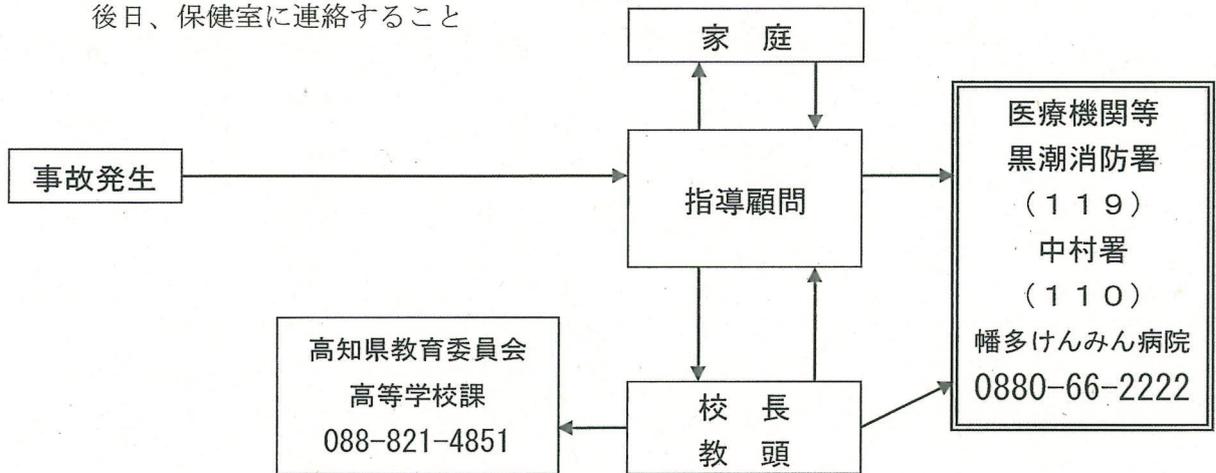
### 1 緊急連絡体制

#### ◆ 平常授業の場合



#### ◆ 部活動等の場合 (休日も含む)

\* 病院を受診した場合は、  
後日、保健室に連絡すること



2 児童生徒の生命に関わる事案が発生したときは、学校内に校長を中心とした危機対応チームを設置して、その後の対応を協議する。本年度の危機対応チームは、次の教職員で構成する。

### 校内危機対応チーム

【全日制】	【定時制】	【通信制】
校長	校長	校長
教頭	教頭	教頭
事務長	事務長	事務長
教務・総務部長	生徒指導担当	生徒指導担当
生徒部長	人権教育担当	ホーム主任 外教員
心・体サ部長	(養護教諭)	ホーム主任・・・該当主任
養護教諭	ホーム主任・・・該当主任	
学年主任・・・該当学年主任		
ホーム主任・・・該当主任		

## 緊急連絡先一覧

警察署 110	中村警察署 0880-34-0110
	入野駐在所 0880-43-1210
消防署 119	黒潮消防署 0880-44-2600
教育委員会 事務局	高等学校課 088-821-4851 人権教育課 088-821-4765
学 校	大方中学校 0880-43-2222
	佐賀中学校 0880-55-2027
	中村中学校 0880-34-4137
	中村西中学校 0880-37-2288
	入野小学校 0880-43-1016
病 院	幡多けんみん病院 0880-66-2222
	中村市民病院 0880-34-2126
	大方クリニック 0880-43-2255
	さくらクリニック 0880-35-2555
	拳ノ川診療所 0880-55-7111
	出口クリニック 0880-43-3331
	高知赤十字病院(救急) 088-822-1201
	高知県救急医療情報センター 088-825-1299
町行政	黒潮町役場 0880-43-2111

### 緊急依頼の電話の方法

- 1 ダイヤル 119
- 2 「救急車をお願いします」
- 3 「大方高校です」
- 4 「黒潮町入野5507です」
- 5 「電話番号は  
0880-43-1079です。」
- 6 状況説明  
「いつ.....  
どこで.....  
誰が.....  
どのようにして.....  
どうなった.....」  
  
「患者の数は、.....  
性別は、.....  
今の状態は、.....  
処置は、.....した  
これからは、どのように」
- 7 事情の良くわかる者が付き添いの準備をする。  
※筆記用具、携帯電話、現金  
保護者連絡先
- 8 付き添いは  
氏名・住所・負傷部位・処置を救急隊員に引き継ぐ。
- 9 正門前で救急車を誘導する。

## 授業中の事故

- ☆ 被害生徒の救急措置を最優先にすることが大切である。
- ☆ 実験等を行う際は、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられるため、第二の事故を起こさないように、生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- ☆ 実験等を実施する場合は、職朝(定時制は昼職)等で教職員に事前に伝達しておく。

### 1 安全確保

授業担当教員は、生徒を落ち着かせ、安全に気をつけながらすべての実験を中止するよう指示する。

### 2 状況把握

(1) 授業担当教員は、次のことを確認する。

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度
- ② 教室や器具の被害の程度

(2) 担当教員は、二次災害(ガス漏れや火災他)が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。

(3) 授業担当教員は、安全確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

### 3 連絡

(1) 授業担当教員は生徒に依頼し、職員室や近くの教室で授業している教員等に連絡し、応援を要請する。

(2) その後、管理職に連絡する。

### 4 応急処置

(1) 授業担当教員は、負傷した生徒の応急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。

(2) 連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。

### 5 保護者への対応

(1) 担任は負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。

(2) 管理職、学年主任、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

### 6 事後指導

他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導をする。

### 7 関係機関への報告

管理職は教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

## 8 対外的な窓口の一本化

情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。

### 未然防止のポイント

#### (1) 指導計画の作成

- ① 生徒がゆとりをもって観察・実験・実習等に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- ② 観察・実験・実習等での生徒の実態を十分把握し、安全にかかわる指導内容を指導計画に位置づける。

#### (2) 実験等前の安全

- ① 経験を積んだ実験でも必ず予備実験等を行い、安全性を確かめておく。
- ② 準備の際に、観察・実験等に使用する器具類の点検を行う。
- ③ 実施する実験等での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

#### (3) 実験等の実施中の安全

- ① グループ実験等では役割分担を決め、責任を持って行うよう指導する。
- ② 実験等を行う場所の安全を確認する。(不要なものは片づける。)
- ③ 視覚的に実験等の怖れと注意事項を明示する。
- ④ 実験等の注意事項を守らせる。  
走ったりふざけたりしない。順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- ⑤ 実験等の実施中は適切な机間指導を行う。  
操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ⑥ 実験等によっては、その内容に応じて必要な保護具等をつけさせる。

#### (4) 実験等後の安全

- ① 責任を持って後片づけをさせる。
- ② 廃液や油等の廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。  
処理しにくい廃液は廃液入れ等に回収する。油も同様とする。  
金属、ガラス、紙や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ③ 使用器具を点検させ、元の場所に返却させる。

## 部活動中の事故

- ☆ 指導者は日常の練習の中で、生徒に安全の確保や協力し合う態度・習慣を身につけさせることが大切である。
- ☆ 安全に部活動を行うため、器具・用具・活動場所の整備と点検を定期的実施する必要がある。
- ☆ 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図るとともに、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

### 1 応急処置及び安全確保

- (1) 連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- (2) 他の教職員が救急車の出動を要請し、到着するまでに周囲にいた部員から事故の状況について聞き取っておく。救急車には、教職員が同乗する。
- (3) 現場に残った教職員は、生徒たちの不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

### 2 危機管理体制の確立

- (1) 校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員を指示する。
- (2) 記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ時系列（5 W 1 H）で記録する。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり窓口を一本化する。

### 3 保護者への対応

- (1) 保護者に生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明する。
- (2) 管理職、学年主任、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。

### 4 関係機関への連絡

管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、今後の再発防止に取り組む。

### 5 その他

- (1) 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者に説明し、今後の再発防止に取り組む。
- (2) 日本スポーツ振興センター（学校災害）の手続きは養護教諭が行う。

### 未然防止のポイント

#### (1) 部員の健康状態の把握

指導者は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

(2) 無理のない活動計画の作成

部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。また、計画作成においては平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に即して、高知県教育委員会が策定した「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に沿った計画を作成する。

(3) 指導体制の確立

【指導者が活動の場に参加できない場合】

やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は総括の生徒部に相談したり、他の部の指導者に監督を依頼したりして、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。

【職員会議等で全教職員が活動の場につけない場合】

交代制で活動状況を観察するなど体制を整備する。

(4) 施設・設備

施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を作成し、定期的な安全点検の励行を図る。

(5) 部員への安全管理に対する意識の高揚

部活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

(6) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

(7) 熱中症対策 【P 7 参照】

## 熱中症への対応

- ☆ 学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要となる。
- ☆ WBGT 31℃以上では、活動を中止することを原則とする必要がある。
- ☆ 水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましいといわれている。

### 1 安全確保

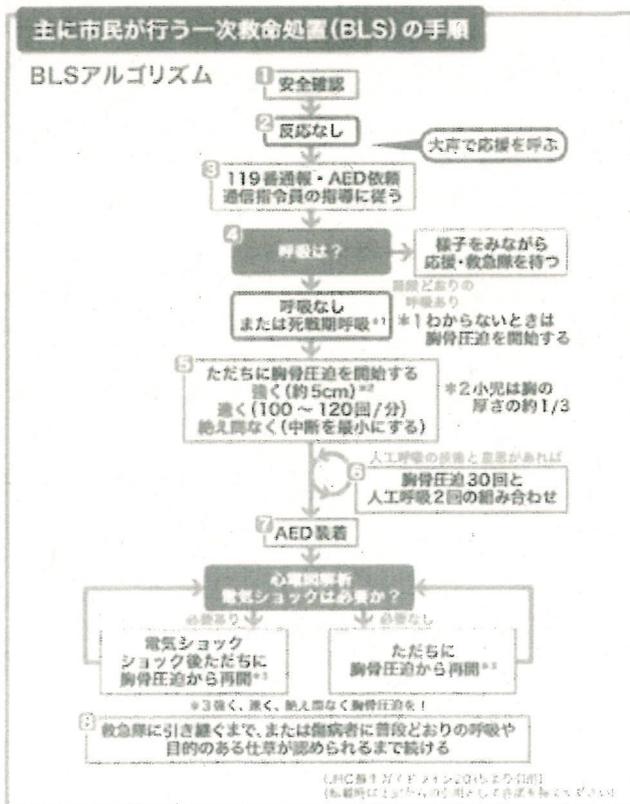
- (1) 肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニング内容の軽減、適宜の水分補給と休憩など十分な予防措置をとる。
- (2) 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- (3) 梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始める。
- (4) 熱中症予防運動指針・測定器等を活用し、未然防止に努める。

### 2 緊急時の安全確保

- (1) けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に下記の応急手当を行う。
- (2) 意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。
- (3) 意識がある場合でも、吐き気等で水分が補給できない場合は、病院へ搬送する。

※応答が鈍い、言動がおかしい等の意識障害とみられる症状を確認したら迅速に救急車を要請する。

< 参照資料 > ● 熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）



**熱中症予防運動指針**

WBGT	湿度が 高くなる	乾燥度が 高くなる	運動は 原則中止	説明
31	▲	▲	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	▲	▲	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の弱い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
25	▲	▲	警戒 (積極的に休憩)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	▲	▲	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
18	▲	▲	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT18℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するのでは注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい  
 2) 乾燥温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

## 頭頸部外傷

- ☆ コンタクトスポーツ（柔道、サッカー等）や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒や投げ技で投げられて、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること（加速損傷）により、「脳震盪」「急性硬膜下血種」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。
- ☆ 体育授業及び部活動で様々な事故が起こりやすいため、事前の対策や事故が起こった際の迅速な対応について理解しておくことが大切である。
- ☆ 頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。
- ☆ 部活動においては、競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすいことが明らかになっている。

### 1 日常の安全確保

- (1) 教員又は顧問の日頃からの生徒観察と速やかに事故に対応できる体制を把握。
- (2) 発達段階や技量に応じた活動計画を立て、無理な練習をさせることがないよう生徒の適切な指導を行う。
- (3) 事故を招く要因となる施設設備の点検については、建築法で定められた年1回の点検とともに授業・部活動担当者による事前の点検を行う。
- (4) 教員又は顧問が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避けた内容とする。

### 2 緊急時の安全確保

- (1) 決してすぐには立たせず、意識障害の有無をチェック。（意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。）
- (2) 脳震盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- (3) 首より上位部の打撲の場合は、最悪の状況を考えて、救急搬送を要請し、医師の指示に基づいて対応を行う。（6時間ぐらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となるため注意を保護者に促す。）
- (4) 頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の4つの状態を確認し、動かさないで速やかに救急車を要請すること。（動かすことにより、重症化する危険性が生じるため救急隊に搬送してもらうこと。）

#### <参照資料>

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点- 調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

## 不審者

- ☆ 日々、来校者には挨拶し、用件を聞くことにより、注目しているというメッセージを送る事が大切である
- ☆ 警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- ☆ 生徒に注意を喚起し、委員会や近隣の学校・地域・家庭に情報を伝え、被害が他に拡大しないようにすることが大切である。

### 1 日常の安全確保

- (1) 外来者には、事務室に声かけをしてもらうことで、外来者の把握をする。
- (2) 事務室は、外来者へ「外来者カード」を身に付けさせることで校内への入館を認める。
- (3) 教職員は校内で見知らぬ人がいたら、挨拶等の必ず声をかける。
- (4) 教職員間で外来者についての情報共有を行うことにより共通理解を深める。
- (5) 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と管理職・関係分掌の担当者は連携して、情報を速やかに把握できる体制をとる。
- (6) 放課後等の安全確保のため、教職員による校内巡視等を行う。
- (7) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口や錠の破損状況等を確認した者は補修を事務に依頼する。
- (8) 事務・管理職が年度当初に、死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認をし、職員へ周知する。

### 2 緊急時の安全確保

- (1) 生徒の安全を第一に考えた対応をする。
- (2) 生徒からの通報があれば、不審者への対応は複数で行う。
- (3) 管理職に連絡し、職員を緊急招集し対応する。
- (4) 凶器を持っている場合は、警察に通報し生徒をすみやかに避難（体育館）させ、被害にあわないようにする。

## 近隣での殺人・同未遂の対応

- 警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- 生徒に注意を喚起し、被害が他に拡大しないようにすることが大切である。
- 近隣で事件が発生し、緊急を要する場合は、全校集会等を開き事件の内容等を生徒に知らせ、注意を促すとともに、保護者にも連絡し学校の対応について説明する。

### 【具体的には】

- ① 登下校時（夜間）は複数で行動する。
- ② 帰宅後はホーム主任にその旨を連絡する。
- ③ 不審者を見れば警察に通報をする。
- ④ 自転車、バイク、車のカギをかける。

## 火災

☆ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に状況に応じた迅速な対応が求められる。

☆ 火災により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので、安全に避難できるよう、生徒を落ち着かせる対応も必要である。

### 1 安全確保

- (1) 火災発生時には、火災報知器により全校に通報する。  
管理職は、ただちに消防署に連絡をする。
- (2) 教職員は、火災が発生したら防災計画を活かし、煙のこない方向を確認して、安全な運動場に生徒を誘導する。
- (3) ホーム担任は運動場で生徒の点呼を行い、教頭に報告する。
- (4) 生徒の避難と合わせて、各学年主任は校舎内に生徒が残っていないかどうか確認する。

### 2 留意事項

#### 【教職員の留意事項】

- ① 通報後、速やかに年度当初に定められた担当場所につく。
- ② 行動は、静粛かつ敏速に行い、放送、本部等の指示には十分注意をする。
- ③ 廊下、階段、昇降口、出口においては、特に混雑による事故防止に万全を期す。
- ④ 障害のある生徒の場合、その避難には十分に注意を払う。

#### 【生徒の留意事項】

- ① 校舎内では、走らず早足で歩くこと。私語はしない。
- ② 避難場所に移動したら、速やかに集会の隊形（男女2列）に集合し、ホーム主任の点呼を待つ。
- ③ 事故が発生したら、最寄りの教職員に知らせ、教職員の指示に従う。

#### 【その他】

- ① 運動場では、速やかに集会の隊形にホーム主任は整列させ、生徒の出欠を名列表により点呼確認し、管理職へ連絡する。確認済みのホームはその場に座る。
- ② 異常のある場合は、管理職の指示があるまで生徒をその場に待機させる。

#### \*注意

「火災」に関しては本マニュアルとは別に「防災計画P49参照」を定めています。  
参照してください。

## 地震災害・津波災害

- ☆ 東日本大震災を教訓に、震度7の南海トラフ地震とそれに続く津波被害への対応
- ☆ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に状況に応じた迅速な判断・対応
- ☆ 発生時の生徒の居場所に応じた学校の対応
- ☆ 地震災害、津波災害後の生徒の安否確認
- ☆ 災害発生後の緊急避難場所として、学校の機能確保

### I 地震と津波の備え

#### 1 日常の備え

- (1) 地震発生時は情報収集のため、職員室のテレビは音声を消してつけておく。
- (2) 1次の避難場所は、屋上とし、2次の避難場所を錦野団地児童公園（44m）と考える。
- (3) ホーム担任は、生徒安否確認の方法及び保護者への引渡し方法について、家庭と確認する。

#### 2 地震初期対応（指示内容）

場 所	具 体 的 な 行 動
教 室	教室の内側に頭を向けて（窓や壁から頭を避ける）、机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	実験・調理中の時は、危険物から離れる。
体 育 館	体育器具・窓から離れ、頭を保護しながら中央に集まる。
プ ー ル	プールサイドに移動する。
廊下・階段	窓・蛍光灯の下を避け、中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下に潜ってもよい。
ト イ レ	ドアを開き、頭部を保護して動かずに待つ。
グラウンド	校舎から離れ、中央に集まる。

### II 地震災害対応

#### 1 対策組織 本 部：応接室、本部長：校長、副部長：教頭・事務長

指揮順位：本部長・副部長に事故があり勤務地で勤務できない場合は、黒潮町又は四万十市在住の教員がその代理とする。（指揮順位表はP14）

	災害及び訓練時	平常時
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部長・副部長（代理）</li> <li>校内伝達</li> <li>連絡（消防・警察・教育委員会・保健所・家庭）</li> <li>情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備・備品（ハンドメガホン：職員室）の保管管理</li> <li>・防災マネジメント</li> </ul>
避難誘導 報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業教員</li> <li>生徒の負傷の程度、避難時の安全性を確認し、避難場所へ避難・点呼をとって管理職に報告</li> <li>●授業のない教員</li> <li>階段や出入り口で生徒を誘導し、授業担当教員とともに避難場所への避難</li> <li>●ホーム担任</li> <li>保護者への安全な引渡しと報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路・出席簿・避難用具の確認と管理</li> <li>・保護者への引渡し方法の検討</li> </ul>
救助救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭・他</li> <li>応急看護</li> <li>救急隊の窓口（必要に応じて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品類の整備保管</li> <li>・応急手当の習熟と普及</li> </ul>

## 2 地震・津波情報への生徒対応

- 情報により臨機応変に対応するが、基本的行動は下記の通りとする。
- 避難場所：屋上・錦野団地児童公園（44m）

**レベル3**：地震情報あり・津波警報あり（1m～2m程度の津波、**大津波警報：3m以上の津波**）

場 所	対 応
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業等は中止して、生徒を学校で保護します。（体育館または2次避難場所）</li> <li>・ 帰宅する場合は、保護者に引渡します。</li> <li>・ 帰宅時に危険と判断される場合、学校で保護します。</li> </ul>
登下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅又は学校の近い場所に避難しますが、危険が予想される場合はこれに限らず、<b>至急、近くの安全な場所に避難</b>してください。</li> <li>・ 保護者又は学校と連絡をとるように努力しましょう。（日頃から連絡方法を確認する）</li> <li>・ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯会社の「災害用伝言板」を利用します。</li> </ul>
在 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休校です、登校しないでください。</li> <li>・ 学校から、ホームページ・ツイッター・電話・NTTの災害用伝言ダイヤルで連絡します。【停電時は、校内の自家発電を活用し対応】</li> <li>・ テレビやラジオで状況確認に努め、指示有無にかかわらず安全な場所に避難します。</li> <li>・ ガスの元栓・電気のブレーカーを切ります。</li> </ul>

津波の恐れがある（校舎が破壊又は危険）・・・・・・・・錦野団地児童公園で点呼をとる

**レベル2**：地震情報あり・津波注意報あり（50cm程度の津波）・帰宅可能の判断

場 所	対 応
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業等は中止して、生徒を学校で保護します。</li> <li>・ 保護者と引渡しの確認を取って帰宅します。</li> <li>・ 自宅が遠方もしくは帰宅困難な生徒は学校で保護します。</li> </ul>
登下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直ちに自宅又は学校の近い場所に移動してください。</li> <li>・ 保護者と連絡をとりましょう。</li> <li>・ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯会社の「災害用伝言板」を利用します。</li> </ul>
在 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休校です、登校しないでください。</li> <li>・ 学校からの連絡は、ホームページ・ツイッター・電話でおこないます。</li> <li>・ テレビやラジオで状況確認に努め、地震、津波に備えて非常持ち出し品の点検をおこないましょう。</li> <li>・ 避難場所とその経路の確認をしましょう。</li> </ul>

津波の恐れがある（校舎の安全は確保）・・・・・・・・錦野団地児童公園へ避難ができるよう準備する

**レベル1**：地震情報あり・津波予想なし

場 所	対 応
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校は平常時の活動を継続します。</li> <li>・ テレビやラジオで状況確認に努めましょう。</li> </ul>
登下校	
在 宅	

津波の恐れのない場合・・・・・・・・避難場所で点呼をとり、その後の対応を指示する

- \* 上記に限らず、自分の安全を第一に避難行動をとること。
- \* 学校と家庭との連絡方法を確認すること。

## 3 教育委員会への報告

管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

## 4 その他

- (1) 施設設備の点検を行い、安全確認をする。
- (2) テレビや携帯電話等で緊急地震速報等の確な状況把握を行う。
- (3) 校区内の被災状況等を教育委員会等の関係機関や地域の情報から正確に把握する。
- (4) 通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認を行う。

### Ⅲ 災害終息後

#### 1 緊急避難場所としての学校の機能

- (1) 大地震、大津波のあと、学校の建物が無事で安全が確保された場合、緊急避難場所として学校の体育館・一部の教室等を開放する。
- (2) 教職員は、自分および家族の安全が確認できた場合は、地域の緊急避難場所とされる学校に出向き、全体の奉仕者として勤務する義務を負う。学校の指揮命令系統として、校長、教頭、事務長、学校運営委員の順となる。なお、管理職に事故があり勤務地で勤務できない場合は、指揮順位表にある教員又は黒潮町在住の教員で各部長・補導専任がその代理をすることとする。
- (3) 学校に避難所が設置され、避難民を受け入れた場合、健康状態のよい教職員、避難住民、生徒、で組織を作り救援活動を実施する。
- (4) 学校防災本部は、常に県教育委員会、黒潮町役場、警察等と連携し救援活動に従事する。
- (5) 避難所の運営体制は黒潮町と学校の自治組織となり、学校と連携して対応する。

#### 2 学校が倒壊した場合

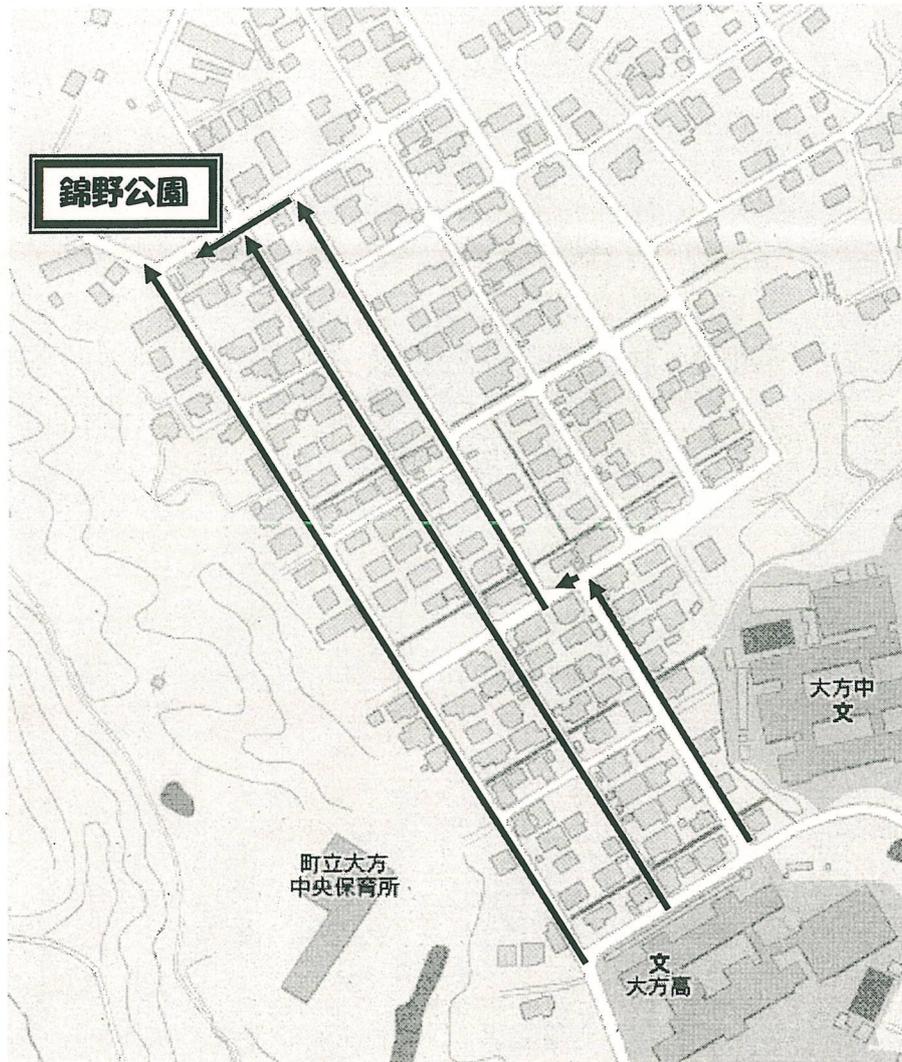
錦野団地の児童公園で救助を待つ。

#### 3 保護者への引渡し

生徒個人調査票（防災カルテ）に記載されている保護者または関係者に生徒を引き渡す。

大方高校地形図		
標高	南校舎1F	約21メートル
	北校舎3F	約30メートル
	南校舎4F	約35メートル
海岸線から	直線距離	約1キロメートル
最大震度	予想	震度6強
津波高	予想	約10メートル
津波到達時間	予想	約10～20分
錦野公園		
標高	黒潮町入野	約44メートル
海岸線から	直線距離	約1.7キロメートル
津波浸水深	津波浸水区域外	

1 避難場所【錦野公園】までの経路



別表

指揮順位表（全日制）

順位	職名
1	校長
2	教頭
3	事務長
4	生徒部長
5	補導専任
6	教務・総務部長
7	進路部長
8	ここから部長
9	総務主任
10	教務主任

指揮順位表（定時制）

順位	職名
1	校長
2	教頭
3	事務長
4	教務部長
5	総務部長
6	生徒部長
7	進路部長
8	教務担当
9	養護教諭

指揮順位表（通信制）

順位	職名
1	校長
2	教頭
3	事務長
4	生徒部長
5	教務部長
6	総務部長
7	進路部長

## 雷

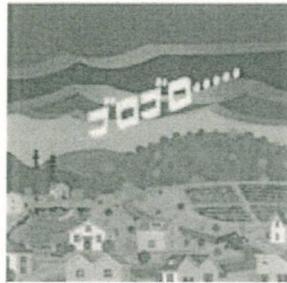
- ☆ 雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴がある。
- ☆ グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われている。
- ☆ 落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。
- ☆ 遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況で、自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくない。

### <積乱雲が近づくサイン> (気象庁提供)

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し(サイン)です。  
まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもあります。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

### 【避難の留意点】

- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切です。

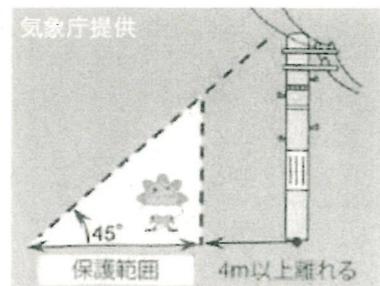
### <雷鳴が近くで聞こえたら>

- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難します。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離ればさらに安全です。



### <安全な空間に避難できない場合>

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくします。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避します。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れましょう。



## 竜巻

- ☆ 竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことなどから、発生時には迅速な対応が求められる。
- ☆ 積乱雲が発生していたり雷鳴が聞こえたり、不安定な気象状況が見られたら、気象に関する情報を収集する。
- ☆ 竜巻の予兆につながる状況が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず警戒態勢をとり、竜巻が発生した際の対応の準備をする。

### 【竜巻の現象】

#### < 竜巻の予兆 >

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなります。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりします。
- 冷たい風が吹き出します。
- 大粒の雨やひょうが降り出します。

#### < 竜巻が起こったら >

- 「ゴー」という音が聞こえてきます。
- 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見えます。
- トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりします。

気象庁提供



### 【避難の留意点】

- 教室にいる場合
  - 飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引きます。
  - 窓ガラスからできるだけ離れます。
  - 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとります。
- 教室以外の校舎内にいる場合
  - 雨戸やシャッターを閉じます。
  - 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せます。
  - 壁に近い場所で避難姿勢をとります。
  - 建物の最下階に移動します。
- 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合
  - 校舎など頑丈な建物に避難します。
  - 物置やプレハブ(仮設建築物)などには避難しないようにすることが大切です。
- 登下校中の場合
  - 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意します。
  - 橋や陸橋の下には行かないようにします。
  - 近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにすることが大切です。



#### < 竜巻から身を守るには >

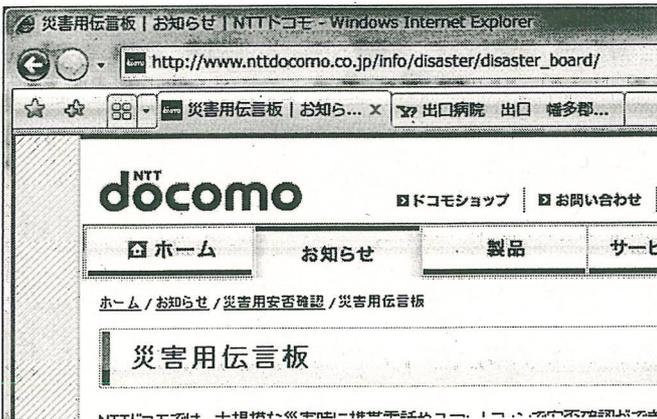
竜巻から身を守るためには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する必要があります。次のような事項について児童生徒等へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や、様々な場面を想定した避難訓練等によって、児童生徒等が自分で判断し行動できるようにすることが大切です。

- 竜巻と発生源である積乱雲の視覚的イメージについて
- 竜巻が発生しやすい天気や地形について
- 竜巻の移動スピードについて
- 竜巻によって起こる様々な被害について

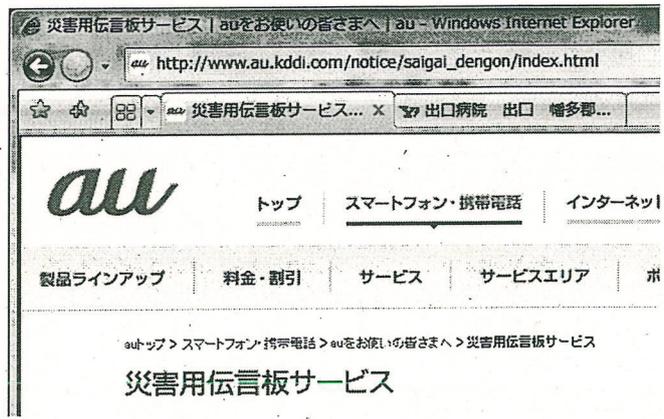


手段3 携帯各社災害用伝言板

NTTdocomo



au



softbank



各社とも毎月1日、15日に体験サービスを実施している。

ホーム担任は、年度始めに災害時の連絡方法を保護者・生徒と確認し、体験しておくこと。

すべての通信手段が途絶されることも考えられるが、復旧した際には速やかに安否確認ができるよう準備をしておくことは大切です。

災害伝言ダイヤル学校録音用

●録音<学校電話へ>

171 → 1 → ○○○○-○○-○○○○

(自宅やスマートフォンの電話番号)

30秒/1伝言

48時間保存

## 暴力事件（人権に関する問題）

- ☆ ケガをした生徒の応急処置及び病院での診察が最優先であり、保護者への連絡、関係機関と連絡した迅速な対応が必要である。
- ☆ 周囲にいた生徒を落ち着かせ、事実関係を早急に把握するとともに、心のケアを行うことが求められる。
- ☆ 日常の行動からは予見しにくい暴力行為を防止するため、生徒との触れ合いによる生徒理解の充実、教員間の情報交換、保護者との連携等により、前兆をとらえるための取り組みが必要である。

### 1 被害生徒の安全確保

- (1) 当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- (2) 負傷した生徒に応急処置を行うとともに、直ちに他の教員に応援を要請し救急車の手配等を依頼する。
- (3) まわりにいる生徒を安全な場所に移動させる。

### 2 加害生徒への対応

- (1) 複数者で別室へ移動させ落ち着かせる。
- (2) 加害生徒を落ち着かせるために談話等をする場合は、一人は前から、一人は横に立って対応する。その際、片手以上加害生徒から距離を取る。

### 3 関係機関への連絡

管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

【消防】状況によっては救急車の要請を行う。救急車には教員が同乗し、状況説明を行う。

【警察】状況によっては警察に通報する。

【教育委員会】事件発生 of 報告をし、助言を受ける。

### 3 保護者への連絡

- (1) 被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- (2) 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、謝罪も含めた今後の対応について連絡する。

### 4 周囲の生徒からの情報収集

生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為にいたった経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

### 5 役割分担

- (1) 事件の概要について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) 他の生徒、保護者、地域の人々、報道関係への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

## 6 他の生徒への指導

- (1) 生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広まらないように努める。
- (2) 説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

## 7 保護者への対応

- (1) PTA、教育委員会等との連携を図り、必要があれば緊急保護者会等の開催により、保護者への説明を行う。
- (2) 事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

## 8 その他

事件の発生状況や指導の経過等を5W1Hに基づいて詳細に記録しておく。

### 未然防止のポイント

#### (1) 生徒理解の充実

授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、触れ合いや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

#### (2) 教育相談の充実

家庭や学校のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人ひとりの生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことなどで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ伝える。

#### (3) 関係機関との連携

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等から生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。

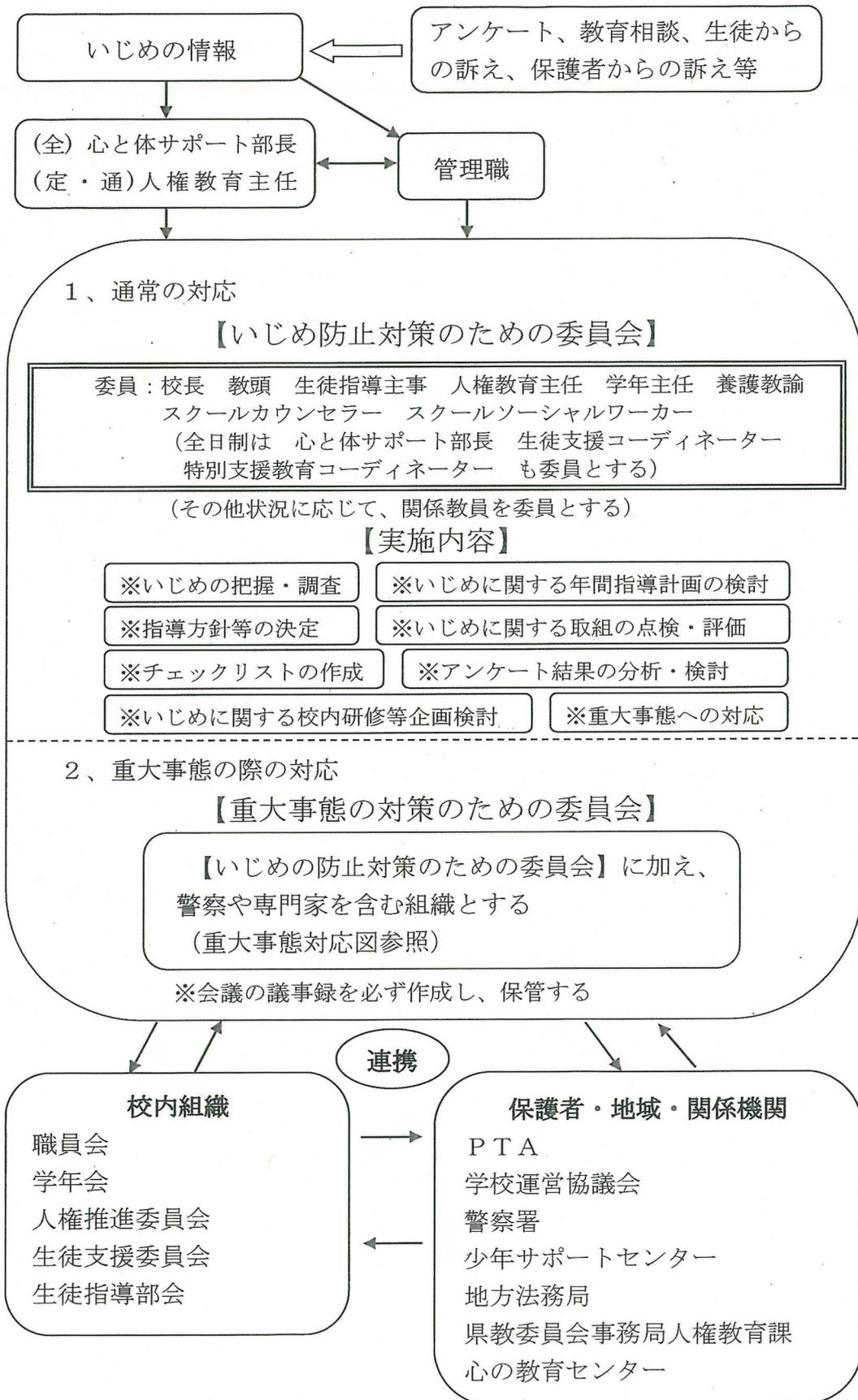
#### (4) 保護者との連携

家庭での生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

#### (5) 緊急対応の演習の実施

校内研修等を通じて、緊急事態を想定した演習を行うことにより、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

いじめ防止対策のための委員会及び保護者・地域・関係機関



## いじめ（人権に関する問題）

- ☆ いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図る。
- ☆ いじめられた生徒は心理的に非常に追いつめられた状況となる。本人の立場に立って共感的にかかわり、心のケアを図ることが求められる。
- ☆ いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。また、保護者との連携、協力関係を築くことが必要である。

### 1 いじめの発見者の対応

いじめの情報を知った教員は、管理職と窓口となる教員（全日制：心と体サポート部長、定時制・通信制：人権教育主任）に連絡をする。

### 2 いじめ防止対策のための委員会の対応

いじめの情報を得た管理職と窓口となる教員はいじめ防止対策のための委員会を開き、対応方針を決定する。

### 3 いじめられた生徒からの事実確認

管理職や関係教職員で、これまでの経過を共通理解し、いじめ防止対策のための委員会の方針により、複数の教員でいじめられた生徒からの事実確認を行う。この際、生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。また、生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

### 4 いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- (1) 『いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、どうした』に基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- (2) 周囲の生徒から聞き取る際には、グループ面接など問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

### 5 指導・支援内容の決定及び役割分担

- (1) 管理職はいじめ防止対策のための委員会を招集し、これまでの情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導・支援内容、役割分担等について決定する。
- (2) 状況に応じ以下のような対応が考えられる。また、必要に応じていじめ防止対策のための委員会を招集し進捗を確認し、状況により指導・支援内容、役割分担等の見直しを行う。

### 6 いじめられた生徒・保護者への対応

管理職や関係教職員で、これまでの経過を共通理解し、必要な場合には家庭訪問を行う。その場合、配慮すべき点を確認したうえで、学年主任等が担任に同行するなど複数で対応する。

#### 【生徒】

- ① 保護者の了承を得た上で、事実確認を行う。
- ② 生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ③ 生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

## 7 いじめた生徒・保護者への対応

- (1) 家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教員で対応する。
- (2) 生徒に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- (3) 保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教員の願いを伝え、協力を求める。
- (4) 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

## 8 学級・学年全体への指導

- (1) いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- (2) いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

## 9 指導の継続

- (1) 担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- (2) 関係した生徒の成長についての情報を教員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教員から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

## 10 関係機関との連携

- (1) 生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び相談機関等と連携を図る。
- (2) 暴力や恐喝を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

## 未然防止のポイント

### (1) いじめに関する校内体制の確立

いじめに関する委員会等を設定し、教員の認識を高める取り組みや、悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。また、いじめは絶対に許さないという教員の姿勢を日頃から折に触れ生徒に示す。

### (2) いじめを許さない学校・学級づくり

生徒会活動や学級活動を通じて、いじめを見かけたら生徒がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

### (3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

### (4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

# いじめ防止基本方針

はじめに

校訓「自主・努力・創造」のもと、多様な生徒のニーズに応える柔軟な学びのシステムを持つ教育活動を展開している。

全ての生徒が安心して学び、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめと疑われる場合においても、いじめられた生徒・保護者の立場に立って解決するため「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめが全ての生徒に関係する問題であり、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめをなくすとともに、いじめを放置することがないようにする。

いじめの問題を克服することを目指していじめの防止等のための対策を行う。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第二条においては、次のように定義されている。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものであり、「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があるとして理解する。

例え悪意はなかったとしても、行為を行った生徒に対しては適切に指導を行い、「いじめ」や「いじめの疑い」も含め「いじめは悪」であり、絶対にゆるさない姿勢で取り組むものとする。

## 4 「いじめ防止対策のための委員会」

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、SC・SSWを構成メンバーとする。（全日制は、心と体サポート部長、生徒支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーターも構成メンバーとする）→P 21

組織の役割は以下のとおりとする。

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの疑いに係る情報があった時には関係のある生徒への事実関係の聴取、対応方針の決定を組織的に実施する。生徒への事実関係の聴取においては、後々の学校生活に十分に配慮して行うものとする。

重大事態の調査のための組織は、この組織を母体とし、当該事案の性質に応じて警察署生活安全課少年係、地方法務局等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

## 5 いじめ防止のための取組（未然防止）

生徒が安心安全に学校生活を過ごせる場所とするため、次の点に留意する。

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、当たり前のことを当たり前に行うようにする
- LHを中心にあらゆる場面で人権の視点を盛り込んだ教育活動を行う
- 意見や考えを表明し、互いに認め合う意識を育てる
- 学校における情報モラル教育を進める

## 6 いじめの早期発見、早期対応等

いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報管理に注意することも盛り込む）
- クラスの様子をホームルーム日誌の記述からもうかがう
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する
- 普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直すいじめの対応
- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す
- 「いじめ防止対策のための委員会」は役割を果たし責任をもつ
- 当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するだけでなく、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、その他外部の専門機関に援助を求める

## 7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

### P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気づく方法等に関する研修を行う
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する

### 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって「地域の子ども」を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する

## 8 重大事態への対処

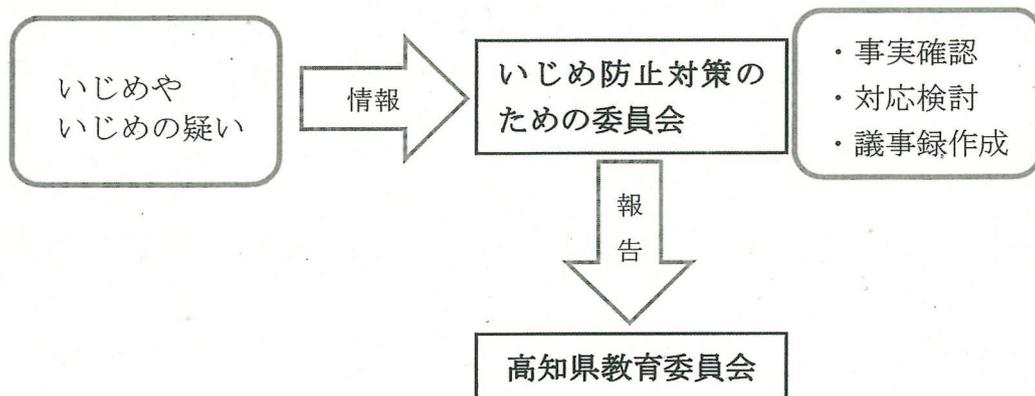
### 重大事態の発生と調査

- 重大事態対応図により、「重大事態」に対処し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。→P 27
- 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## 重大事態対応図

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
(一定期間連続欠席)
- 生徒や保護者から「いじめによる重大事態に至った」という申し立てがあった
- いじめによる欠席が通算7日を経過した場合

### 1 情報提供、報告



### 2 調査の主体（高知県教育委員会が調査の主体を判断する）

#### 学校が調査主体

- 調査組織は、「いじめ防止対策のための委員会」を核とした当事者に利害関係を有しない第三者及び警察や専門家を含む組織とする。
- 調査の実施は事実関係を明確にする。因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を調査する。
- 被害生徒・保護者への調査結果を適切に提供する。
- 調査対象の生徒や保護者には被害生徒・保護者への情報提供があることを説明し、理解を求める。
- 調査結果を高知県教育委員会へ報告する。
- 調査結果を踏まえた適切な措置の実施。

#### 高知県教育委員会が調査主体

- 高知県教育委員会の指示の下、被害生徒・保護者の立場に立ち、資料提出や調査の協力をする。

## インターネット上の犯罪被害

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特に SNS に起因する被害は多様化・深刻化している。

- 被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談する。
- 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、ホームやLH等で最新事例（警察庁ウェブサイト等を参照）を参考に情報モラル教育を行う。
- 保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について案内する。

### 【被害事例】

- **自撮り画像の送信**
  - 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。
- **危険な出会い**
  - 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。
  - 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。



1. 被害を受けた生徒への対応
  - (1) 被害を受けた画像ややり取りの文章等を保存させること。
  - (2) 緊急性が高い場合や犯罪性が強い場合は、警察へ相談することを被害者から了承を得ること。
  - (3) 被害者の心のケアをSC等と協力して行うこと。
2. 被害にあわないために
  - (1) 個人情報の公開範囲に気を付ける。(プライバシーの設定、公開範囲の設定を確認)
  - (2) 写真を投稿する際には、位置情報を記録していない事を確認する。
  - (3) リンクは容易にクリックしない。
  - (4) サービス管理者を装ったメールやメッセージには注意する。
  - (5) インストールする前にアプリケーションの詳細を確認する。

### 加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

#### <指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

## 差別事象（人権に関する問題）

- ☆ 誹謗中傷した発言や落書き等は重大な人権侵害になると考えられる。教育委員会等関係機関と連携し、組織的に取り組むことが重要である。
- ☆ 教職員や生徒の意識や実態の把握に努めるとともに人権教育の内容や指導方法を見直し、人権教育の在り方等の改善を図る必要がある。
- ☆ 差別事象の背景には、学校内の言語環境の問題や人権問題への理解に関する問題があるため、点検・改善を行う必要がある。
- ☆ 被害者の人権擁護を最優先とし、学校や家庭での指導について保護者と連携を密にする必要がある。
- ☆ 差別事象の内容は、生徒の家庭や地域の人々の中にある意識や感情が反映されたものであることも予想されるので、保護者への啓発を図る必要もある。

### 1 事実の正確な把握

発言や落書きを発見した教職員は直ちに人権教育主任と管理職に報告する。その際、該当生徒がわかっている場合はその場で問題性を指摘し、注意を行う。報告を受けた人権教育主任と管理職は、関係教職員とともに事実関係を正確に把握する。

落書きの場合、写真等で記録した後、落書きが見えないように保存し、県教委の指示に従って消去する。

### 2 対応方針の決定

関係教職員で構成した対策委員会を開催し、これまでの人権教育の取り組みを振り返るとともに、教職員自身の人権問題についての認識を問い直しながら原因や背景を分析し、対応策、指導方針、役割分担を決定する。

#### [対応方針]

- ① 全教職員の課題として、学校の主体性において解決する。
- ② 差別は（人権侵害）人間として絶対許されない行為であるとの認識に立って迅速かつ組織的、計画的に対応する。
- ③ これまでの人権教育の内容や指導方法（授業実践等）を点検し、人権問題を生徒自らの課題として、課題解決へ取り組む実践力を高めるよう指導の充実に努める。

#### [役割分担]

- ① 人権教育推進委員会において対応の協議をする。
- ② 校長は、対応状況、指導状況等を把握し、適切な指示を出す。
- ③ 教頭を対応の窓口として一本化する。
- ④ 人権教育主任は、差別事象発生以降の取り組みの状況等について時系列（5W1H）に沿って詳しく記録するとともに、担任や教科担当等の関係教職員と一体となって計画を立て、指導に当たる。

### 3 関係機関との連携

教育委員会へ連絡するとともに、関係機関等と連携して今後の対応を行う。

#### 4 生徒への指導

##### 【対象生徒の指導】

個別指導や家庭訪問等により、事実を説明し、保護者と密接な連携を図りながら生徒理解に努め、きめ細かく対応し、将来有為な社会人に成長するための指導（進路保障）を充実する。

##### 【全学年の指導】

- ① 人権教育推進委員会の方針に基づき、当該学級で、何が問題なのか分析を踏まえて指導する。  
また、必要に応じて全校集会を行うとともに学年集会や全学級での指導をし、生徒全員での共通理解を図る。
- ② 具体的な指導については、これまでの取り組みや生徒の実態に応じて適切に行うが、発言行為、落書き等の問題性に気づかせるとともに、差別をなくすことの今日的意義を理解させる。また、差別をすることは問題であることを前提とし、「差別をしない、差別を許さない」態度の育成に努める。併せて、差別をした生徒の指導支援を行う。そのためにも、発言等のいきさつや認識の状況をしっかりつかむ。

##### 【指導に当たっての留意事項】

- ① どこがなぜ差別なのか、原因や背景として何が考えられるか、生徒に対してどう指導したらよいかなどの基本的な事項について教職員が共通理解を図る。
- ② 差別の不当性だけを強調するのではなく、差別解消への展望をもつことができるようにする。
- ③ 個別指導や全体指導に際しては、生徒間の人間関係を損なうことがないようにするとともに、生徒の人権に十分配慮する。
- ④ 一時的な指導で終わらないよう、計画的・継続的に指導の充実を図りながら取り組む。

#### 5 PTAとの連携

PTAとの連携を図りながら保護者に対する研修の在り方を見直し、研修内容や方法を改善する。

##### 未然防止のポイント

##### (1) 人権教育の充実

- ① 人権教育を学校の教育活動全体に正しく位置づけ、生徒の課題解決の実践力を高める。
- ② 各教科等の特性を生かしながら計画的・系統的に指導する。

##### (2) 環境づくり

差別事象の背景には、学校内の言語環境の問題や人権問題の理解に関する問題があるため、取組の見直し、改善を行う必要がある。

##### (3) 集団づくり

日常生活の中での人権にかかわる問題を生徒全員が、自分自身の問題として主体的に解決していこうとする集団づくりに努める。

##### (4) 教職員の資質向上

教職員の人権意識を高め、授業実践・事例研究等を通して指導力の向上に努める。

##### (5) 家庭・地域等との連携の充実

家庭・地域等との連携を図り、一貫した指導となるように努める。

## 家出

☆ 未成年者の家出は自殺、犯罪等に巻き込まれることによる生命の危機や、性の逸脱行動につながるなどが考えられることから、関係機関と連携して、所在確認、保護を最優先していくことが大切である。その際、家出が長期化する場合も想定して、関係機関や地域と協力した体制づくりをすることが必要となる。

☆ 家出の原因・背景は、本人や家庭の問題だけでなく、他の人物のかかわり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方向的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導することが重要である。

☆ 学校の対応に当たっては、本人の人権やプライバシーに配慮するとともに、生徒の動揺を最小限にとどめることが重要である。

### 1 情報収集

- (1) 管理職は関係教職員を招集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- (2) 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等の立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。
- (3) 関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

### 2 保護者への対応

犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者とともに警察に出向く。

### 3 対応方針の決定

- (1) 収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう連絡体制を整える。
- (2) 管理職は、情報収集ができれば教職員に説明し、友人からの聞き取りの実施、捜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- (3) 友人から情報を収集する場合は、家出をした生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- (4) 管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。
- (5) 命の危険が想定されるにもかかわらず、保護者の協力が得られない場合は、教育委員会に連絡し、警察学校連絡制度に基づいて、学校より通報を行う。

### 4 捜索

- (1) 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割をしたりすることにより、円滑に捜索が進むようにする。
- (2) 捜索は可能な限り複数者でチームを組み、状況を定期的に学校に連絡して指示を受ける。
- (3) 警察や補導センター等と連携を図りながら捜索を行う。

### 5 事後の本人への指導

- (1) 家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強い事などにも留意し、まずは無事であったことへの感謝の言葉を述べる。また、非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直り

を支援していく。

- (2) 他の人物が家出にかかわっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行とのかかわりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。
- (3) 家出を繰り返す生徒に対しては、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

#### 未然防止のポイント

##### (1) 生徒理解の充実

日頃から生徒との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるとともに、思いや願いの把握に努める。

##### (2) 教育相談の充実

生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等からの協力を得る。

##### (3) 保護者との連携

保護者に対しては、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた生徒とのかかわり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に子どもへのかかわり方等について助言する。

## 自殺予告

☆ 生命の安全確保のための様々な措置を講じることが大切であり、真剣な訴えかどうか疑わしい場合であっても先入観で決めつけず、ささいなことがきっかけで行動に移すことがあり得ることを考慮し、行事の中止も含め、対応について慎重に判断する。

☆ 気になる生徒の所在や動向を、早急に把握する必要がある。また、関係機関と連携を図りながら、緊急対応とともに長期的な対応をすることも求められる。その際、予告者を心理的に追いつめないよう十分配慮する。

### 1 対応方針の決定

- (1) 管理職や関係教職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の教職員への連絡等、基本的な対応を決定する。
- (2) 教育委員会に報告し、協議するとともに、PTA役員、補導センターや警察署等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。

### 2 校内の体制づくり

- (1) 校長は、緊急職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- (2) 自殺予告をした生徒の支援を図る観点から、気になる生徒について情報交換することなどにより、予告した生徒の特定・推定作業を進める。また、関係機関からできるだけ多くの情報を得るように努める。
- (3) 管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を整える。

### 3 所在の確認

- (1) 教職員で分担して全校生徒の所在を確認する。家庭訪問が望ましいが、時間的余裕のない場合は電話により確認する。その際、確認の仕方や質問に関する答え方などについてQ&Aを作成し、これに基づいて行う。
- (2) 保護者や生徒が不審に思わないよう、確認の仕方に配慮しながら、生徒の声の調子・表情や態度等に注意する。
- (3) 情報収集や対応が迅速に行われるよう、連絡用の電話を緊急に確保するなど工夫する。

### 4 自殺予告をした生徒の特定及び支援

#### 【特定された場合】

- (1) 本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- (2) 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- (3) 軽い気持ちで予告した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- (4) 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

#### 【特定されない場合】

- (1) 日頃の言動から気になる生徒について悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- (2) 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。

- (例) ①緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教員や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
- ②生徒集会で緊急アピールをする。
- ③LHの時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場をもつ。
- ④緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

#### 未然防止のポイント

##### (1) 心の教育等の充実

LHや学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。また、ストレスの解消の仕方などのスキルについて学習する場を設定する。

##### (2) 生徒理解の充実

どの生徒についても、一日の学校生活全体を通して一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるように心がける。また、教育相談等により生徒の悩み等の把握に努める。

##### (3) 教育相談の充実

普段と違う発言や行動が見られる場合には、それらを生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、人間関係の深い教員が積極的にかかわり、悩みの早期解決への支援を行う。

## 盗 難

- ☆ 被害者から状況を確認し、保護者にはホーム担任または学年主任が説明する。
- ☆ 保護者には、盗難の状況、被害金額（物）、今後の経緯や指導（生徒集会、保護者説明会）について、理解を得るようにする。
- ☆ 被害状況によっては、警察と連絡を取り解決に向けて、学校全体で取り組んでいく。

### 未然防止のポイント（日頃の指導）

- (1) 必要ない額の金銭や高額な物品は学校に持ち込まない。
- (2) 貴重品は、ホーム主任に朝預けて放課後に受け取るようにする。  
(ホーム教室を離れる授業があるかもしれないので、預けるようにする)
- (3) 自分で管理する場合は自己責任となることを注意し、できる限り預けるように指導する。
- (4) 定期的アナウンスを行い、持ち物の管理に対する注意喚起を行う。

### 1 情報収集

被害生徒から盗難にあった状況を詳しく聞く。

### 2 生徒集会

- (1) 状況に応じて生徒集会等（ホーム、学年集会、全校集会）を開き、校内で盗難があった事実を伝え、貴重品の管理、必要ない額の金銭や高額な物品は学校に持ち込まないなどの指導を行う。
- (2) 保護者への配布資料には、事実（詳細は書かない）と今後の対応（生徒への指導、生徒集会、保護者会、関係機関との連携等）に加えて、「貴重品の管理、必要ない額の金銭や高額な物品は学校に持ち込まないなど」を記載する。

### 3 窓口

- (1) 関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。基本的には、管理職と連携しながら生徒指導部が対応する。

### 4 保護者への対応

- (1) ホーム担任または学年主任が、保護者に被害の状況と事実を伝える。その時には保護者の感情に十分配慮して、学校全体の問題として取り組んでいる旨を説明する。（被害生徒に非はない）
- (2) 状況によっては、関係機関（PTA会長、県教委等）と連携を取って今後の対応を協議する。

### 5 対応方針の決定

- (1) 収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう連絡体制を整える。
- (2) 管理職は情報収集ができしだい教職員に説明する。

### 6 保護者会の実施

- (1) 必要な場合は、保護者会を開催する。
- (2) 保護者会開催を教職員で手分けして、案内の電話をかける。
- (3) 学校長より経緯の説明、今後の対応、保護者への依頼などを行う。質疑応答。最後は、学校への協力をお願いする。（警察の捜査により詳細が言えないこともある）
- (4) 警察や補導センター等と連携を図る。

## 感染症（第一種及び第二種、麻しん、結核）の発生

### 1 医療機関への受診の勧め

- (1) 担任が相談を受けた場合、生徒の訴えた様子や、担任から見た生徒の日頃の咳等の様子を養護教諭に相談し、医療機関への受診を勧め、保護者に連絡をする。
- (2) その際、医療機関への受診を強く勧めるが、不安を与え過ぎないように気をつける。

### 2 関係機関等への連絡

生徒が第一種及び麻しん、結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

### 3 情報収集

- (1) 第一種及び麻しん、結核と診断された生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- (2) 他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。

### 4 保健所との連携

- (1) 学校は保健所が設置する「対策委員会」に加わるほか、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力をする。
- (2) 学校は結核と診断された生徒以外の生徒については「ツベルクリン反応・BCGの記録」や「健康観察記録」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。※高校生は「胸部X線検査結果」

### 5 保護者への対応

- (1) 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、該当の生徒の保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- (2) 個人情報に留意し、プライバシーの確保、風評被害を受けることのないように配慮する。

### 未然防止のポイント

#### (1) 生徒の健康管理

- ① 教職員は日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には、養護教諭に相談するようにする。
- ② 過去のツベルクリン反応記録や既往症、家族歴からみた要被観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

#### (2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

#### (3) 保健指導の充実

学校医保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

#### (4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

卒業生を含めた患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化する。

- (5) 保護者に対し、生徒が感染症にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

※第一種感染症及び麻しん、結核が疑われる時は、1名でも発生したら「高レベル」対応となります。

# 感染症対応について

## 1 感染症流行時の予防と対策の徹底

### (1) 健康管理

ア. 教職員は、家庭と連携し生徒の日々の健康観察に努め、感染症が疑われる場合、早期対応につなげる。(登校前の検温、体調チェックの実施)

イ. 検温時の体温が37.5℃以上あれば自宅で待機する。

(2) 感染が疑われる場合は、症状に応じ、新型コロナウイルス健康相談センターやかかりつけ医に相談し、指示を仰ぐ。

例：新型コロナウイルス感染症

不安や疑問がある

【新型コロナウイルス感染症対策本部】

電話番号 088-823-9024

受付時間 9:00~21:00(平日)

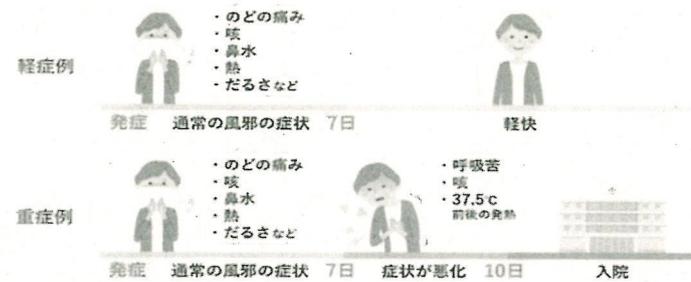
濃厚接触、発熱、呼吸器症状がみられ

【新型コロナウイルス健康相談センター】

電話番号 088-823-9300

受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝日)

### 新型コロナウイルス感染症の主な経過



※現在治療にあたっては医師の知見を元に作成しています。症状や経過は個人により異なる場合があります。

## 2 保健指導の充実

### (1) 手洗い、咳エチケット等の感染予防行動

について、保護者と連携し、実践できるよう保健指導を行う。

(2) 免疫力を高めるために、睡眠、運動、食事など規則正しい生活の実践を家庭に依頼する。

### できていますか？ 衛生的な手洗い

- 流水で手を洗う
- 洗剤を手に取る
- 手のひら、指の裏面を洗う
- 手の甲、指の背を洗う
- 指の間(側面)、腕(付け根)を洗う
- 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
- 指先を洗う
- 手首を洗う(内側・側面・外側)
- 洗剤を十分な流水でよく洗い流す
- 手をふき乾燥させる
- アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です！  
2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

©公益社団法人日本食品衛生協会

### 3 学習環境への配慮

- (1) 教室内の換気を1時間に5分から10分程度行う。
- (2) 座席等の配慮し、可能な限り座席の前後左右の距離を2m程度空ける。
- (3) 校舎入り口、教室前にアルコール消毒薬の設置と環境消毒の実施を行うよう促す。
- (4) 授業中や教育活動中のマスクの着用を推奨する。
- (5) トイレ使用後、昼食前後は必ず手洗いを20秒以上行う。



(厚労省 コロナ)

**3つの密を避けましょう!**

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ

### 4 発生時の対応

#### (1) 情報収集と緊急対応時の体制の整備

日々の健康観察での情報収集と合わせて、罹患した場合や濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡するよう保護者に依頼する。

#### (2) 罹患や濃厚接触者が出た場合、学校は教育委員会に速やかに報告するとともに、学校医、学校管理医及び所轄の保健所に連絡をし、今後の対応について指示を仰ぐ。

#### (3) 保健所等からの要請により、生徒や教職員の出欠・勤務状況や日々の健康観察記録を提出する場合は、管理職と相談のうえ把握している情報を提供し協力する。

#### (4) 保護者対応として、個人情報に留意しプライバシーの確保、風評被害を受けることのないよう配慮する。

### 参考資料

- ・厚生労働省 「3つの密を避けましょう!」
- ・公益社団法人 日本食品衛生協会 「食中毒・感染症を防ぐ!衛生的な手洗い」
- ・Medical Note 医師・病院と患者をつなぐ医療検索サイト

## 食中毒

### 1 早期発見、情報収集

- (1) 担任、養護教諭は生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。
- (2) 担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

### 2 生徒への対応

- (1) 症状のある生徒については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。
- (2) 健康な生徒、症状のある生徒に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と2次感染予防について指導する。
- (3) 入院や欠席している生徒については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに、生徒の容態を確認する。

### 3 関係機関との連携

- (1) 管理職は速やかに教育委員会に第1報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校、食堂、プール使用）についての指示を求める。
- (2) 管理職は対策委員会等を設置し、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制づくりに努める。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職があたり、窓口を一本化する。

### 4 保護者との連携

保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し生徒の健康調査、喫食調査、検便等の各種調査への協力を依頼する。

### 5 発生後の対応

- (1) 生徒に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。
- (2) 重傷であった生徒に対しては、登校後もその健康状況に留意する。
- (3) 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の生徒に対し、カウンセリング等の支援を行う。
- (4) 罹患生徒が、そのことでいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。
- (5) 食中毒の発生原因については、関係機関の原因の究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

### 未然防止のポイント

#### (1) 衛生管理体制の確立

校長は、衛生管理責任者に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配膳を適正に実施させる。

#### (2) 連絡網の整備

校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

#### (3) 日常の健康管理の充実

- ① 担任、養護教諭は日頃から欠席状況、健康状態を記録、整備するとともに、生徒に対しては異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ② 保護者には、早めの欠席連絡の徹底を図る。

# 食物アレルギー

- ☆ アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が多数在籍している。
- ☆ 既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例も少なからずあるという事を理解することが必要。
- ☆ アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。
- ☆ 医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

## 1 安全確保

### (1) アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- 食物アレルギー対応委員会の設置（養護教諭を委員長として、食事を有する授業、行事担当者で構成）

個々の情報をもとに食物アレルギー対応の基本的な対応を決定。

事案発生時に備えた役割分担を確認（観察、準備、連絡、記録、管理 等）します。

- 「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用

配慮や管理が必要な児童生徒等を把握し、原則として、対象となる児童生徒等の保護者からの、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とします。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有を行う。

### (2) 日常の取組と事故予防

- 学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

食物・食材を扱う授業・活動、運動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」※1に基づく取組を行う。

- 献立の作成と検討

安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

※1「学校生活上の留意点」<学校生活管理指導表>

学校生活上の留意点

項目	対応	備考	日付	氏名	学年	性別	学年	氏名	学年	性別	学年	氏名	学年	性別
<b>学校生活上の留意点</b>														
<b>A. 給食</b>														
1. 管理不要														
2. 保護者と相談し決定														
<b>B. 食物・食材を扱う授業・活動</b>														
1. 配慮不要														
2. 保護者と相談し決定														
<b>C. 運動（体育・部活動等）</b>														
1. 管理不要														
2. 保護者と相談し決定														
<b>D. 宿泊を伴う校外活動</b>														
1. 配慮不要														
2. 食事やイベントの際に配慮が必要														
<b>E. その他の配慮・管理事項（自由記載）</b>														

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

※1「学校生活上の留意点」

※2「アレルギー疾患用」

※3「アレルギー疾患用」

※4「アレルギー疾患用」

※5「アレルギー疾患用」

※6「アレルギー疾患用」

※7「アレルギー疾患用」

※8「アレルギー疾患用」

※9「アレルギー疾患用」

※10「アレルギー疾患用」

※11「アレルギー疾患用」

※12「アレルギー疾患用」

※13「アレルギー疾患用」

※14「アレルギー疾患用」

※15「アレルギー疾患用」

※16「アレルギー疾患用」

※17「アレルギー疾患用」

※18「アレルギー疾患用」

※19「アレルギー疾患用」

※20「アレルギー疾患用」

※21「アレルギー疾患用」

※22「アレルギー疾患用」

※23「アレルギー疾患用」

※24「アレルギー疾患用」

※25「アレルギー疾患用」

※26「アレルギー疾患用」

※27「アレルギー疾患用」

※28「アレルギー疾患用」

※29「アレルギー疾患用」

※30「アレルギー疾患用」

※31「アレルギー疾患用」

※32「アレルギー疾患用」

※33「アレルギー疾患用」

※34「アレルギー疾患用」

※35「アレルギー疾患用」

※36「アレルギー疾患用」

※37「アレルギー疾患用」

※38「アレルギー疾患用」

※39「アレルギー疾患用」

※40「アレルギー疾患用」

※41「アレルギー疾患用」

※42「アレルギー疾患用」

※43「アレルギー疾患用」

※44「アレルギー疾患用」

※45「アレルギー疾患用」

※46「アレルギー疾患用」

※47「アレルギー疾患用」

※48「アレルギー疾患用」

※49「アレルギー疾患用」

※50「アレルギー疾患用」

※51「アレルギー疾患用」

※52「アレルギー疾患用」

※53「アレルギー疾患用」

※54「アレルギー疾患用」

※55「アレルギー疾患用」

※56「アレルギー疾患用」

※57「アレルギー疾患用」

※58「アレルギー疾患用」

※59「アレルギー疾患用」

※60「アレルギー疾患用」

※61「アレルギー疾患用」

※62「アレルギー疾患用」

※63「アレルギー疾患用」

※64「アレルギー疾患用」

※65「アレルギー疾患用」

※66「アレルギー疾患用」

※67「アレルギー疾患用」

※68「アレルギー疾患用」

※69「アレルギー疾患用」

※70「アレルギー疾患用」

※71「アレルギー疾患用」

※72「アレルギー疾患用」

※73「アレルギー疾患用」

※74「アレルギー疾患用」

※75「アレルギー疾患用」

※76「アレルギー疾患用」

※77「アレルギー疾患用」

※78「アレルギー疾患用」

※79「アレルギー疾患用」

※80「アレルギー疾患用」

※81「アレルギー疾患用」

※82「アレルギー疾患用」

※83「アレルギー疾患用」

※84「アレルギー疾患用」

※85「アレルギー疾患用」

※86「アレルギー疾患用」

※87「アレルギー疾患用」

※88「アレルギー疾患用」

※89「アレルギー疾患用」

※90「アレルギー疾患用」

※91「アレルギー疾患用」

※92「アレルギー疾患用」

※93「アレルギー疾患用」

※94「アレルギー疾患用」

※95「アレルギー疾患用」

※96「アレルギー疾患用」

※97「アレルギー疾患用」

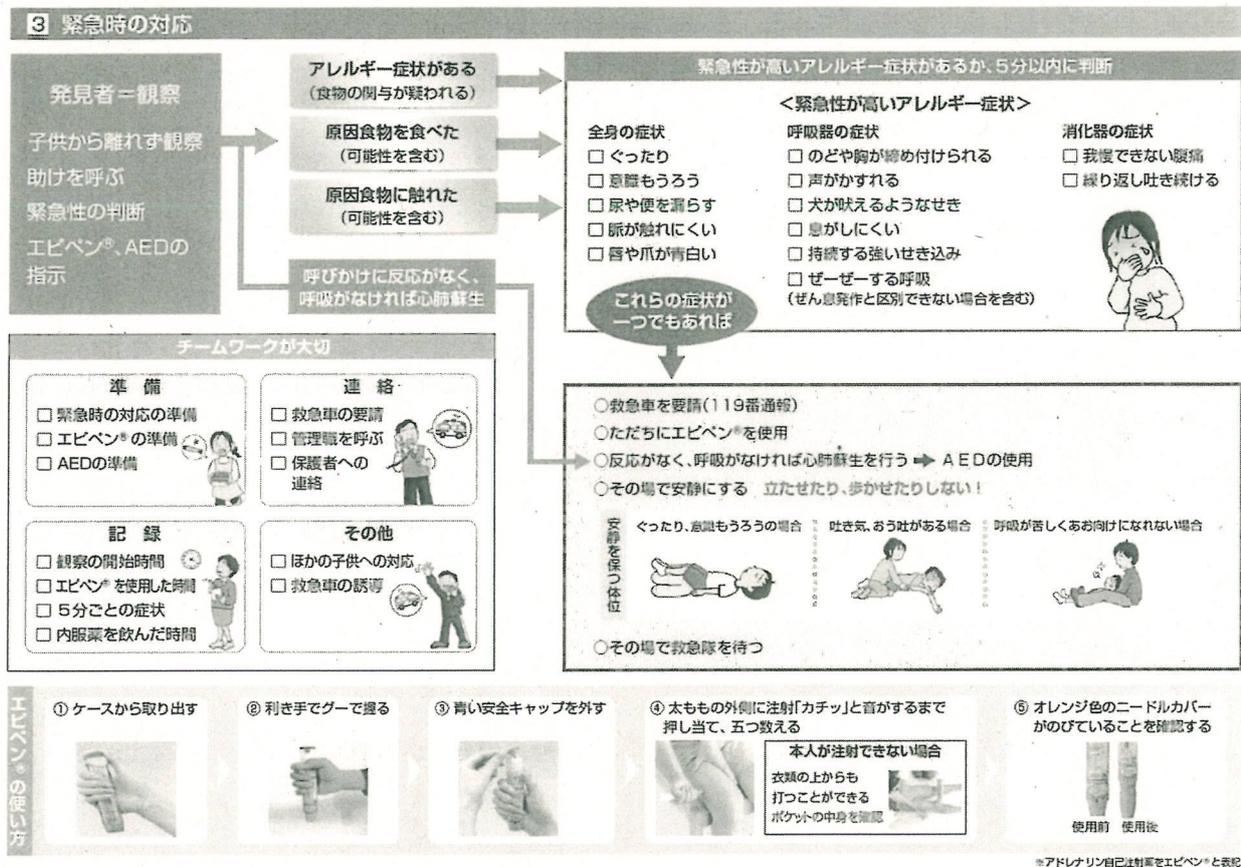
※98「アレルギー疾患用」

※99「アレルギー疾患用」

※100「アレルギー疾患用」

### (3) 緊急時の対応

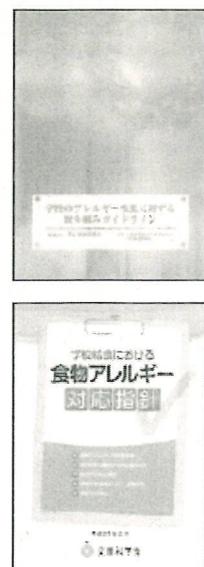
アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。



### < 参照資料 >

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン  
(文部科学省等 平成20年3月)  
<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51>
- 学校給食における食物アレルギー対応指針  
(文部科学省 平成27年3月)  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_jcsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_jcsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf)
- 文部科学省ウェブサイト - アレルギー疾患対策  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353630.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm)
- 「エピペン®」ウェブサイト  
<https://www.epipen.jp/>

上記ウェブページ等で常に最新の情報を取得するよう留意してください。



## 飲料水の汚染

### 1 安全確保

- (1) 管理職は直ちに水道水の使用を禁止し、そのことを全校に徹底させるよう指示する。
- (2) 食堂の中止、あるいは献立変更について、対応を検討する。

### 2 状況把握

水道水を飲用した生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べ、調査一覧表を作成する。

### 3 施設設備の点検

- (1) 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
- (2) 全ての使用場所の水道水を採取して観察する。そして、採取した場所と時間を明記して保管する。

### 4 体調不良を訴えた生徒等への対応

生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。

### 5 関係機関への連絡及び連携

- (1) 状況を教育委員会、保健所、水道事業者、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- (2) 学校薬剤師に検査を依頼する。
- (3) 必要があれば飲料水を確保するため、水道事業者へ給水車の出動等を依頼する。

### 6 その他

- (1) 保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対応策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- (2) 緊急対応策として、授業を中止し、全校生徒を下校させる措置をとることも考えられる。
- (3) 平素から給水経路を確認しておき、実情に応じた適切な措置を図ることが大切である。

#### 未然防止のポイント

##### (1) 日常点検の徹底

養護教諭や衛生管理責任者による日常の水質点検、管理を徹底し、点検後は記録に残し保存する。管理職は必ずその記録に目を通す。

##### (2) 定期検査の実施

- ① 飲料水の定期水質検査は、毎学期1回行う。
- ② 簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ③ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時に合わせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

##### (3) 飲料水の異常の早期発見

教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときは、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

## 交通事故

毎年、多くの児童生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、適切な管理と教育によって、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができます。

### （１）交通事故発生後の対応

#### ①初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて 110・119 番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します（児童生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行うこと。

1. 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
2. 保護者への連絡
3. 当事者となった児童生徒等の気持ちを落ち着かせる
4. 周囲にほかの児童生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
5. 教育委員会等への連絡（必要に応じて、管理職より。）→ ②③へ

#### ②二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA 等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます

#### ③事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立ちます。

### （２）当事者となった児童生徒等への対応

事故当事者になった児童生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

### （３）心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。

特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性がありますので、SC・SSWの協力を得ながら適切なケアを行うこと。

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

#### (4) 被害者・加害者にならないための事前の対策

##### ①児童生徒等の事故の実態把握

発生件数が多い傾向にあるのものとして、「7歳前後の飛び出し事故」、「どの校種も1年生の事故」、「中学生・高校生の自転車事故」等が挙げられる。

1. ヒヤリハット経験も含め、児童生徒等の交通事故の実態を把握する（いつ、どこで、どのような事態が発生したのか）
2. 自転車・原付バイク通学における、自損事故やささいな接触事故を含め、頻繁に事故が発生している場合の把握。
3. 自転車運転時のヘルメット着用と自転車保険の加入推進

ヘルメットについては、年度当初を含め年4回程度、着用推進の資料配布と説明を行い着用の推進を図る。また、交通安全講習会等での学習に合わせて着用の促進を図る。1年次においては、合格者登校日に生徒・保護者に事故防止の観点から資料配布と説明をし、購入と着用の推進を図る。

保険加入については、1年次は合格者登校日に生徒・保護者にPTA連合会が推奨する保険に加入を促す。また、在校生については、年度当初に各ホームで加入を促す。

4. 不安全行動（横断時に確認しない、一時停止しないなど）がないかなど、児童生徒等の登下校時の行動を街頭指導等で観察し、管理及び教育上の課題を見出し指導に役立てる。

##### ②通学路の点検

1. 教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報

教職員、児童生徒等、保護者、地域など関係者から情報収集をし、多くの児童生徒等がけがをしている場所、重大事故に発展した可能性がある場所などを把握し、重点的に街頭指導等を定期的に行う。

##### 交通安全の視点（点検例）

- 歩道や路側帯の整備状態
- 車との側方間隔
- 車の走行スピード
- 右左折車両のある交差点
- 見通しの悪い交差点
- 沿道施設の出入口
- 渋滞車両・駐車車両の存在

#### (5) 児童生徒等への指導（理解が必要なポイント）

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

（すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくこと等）

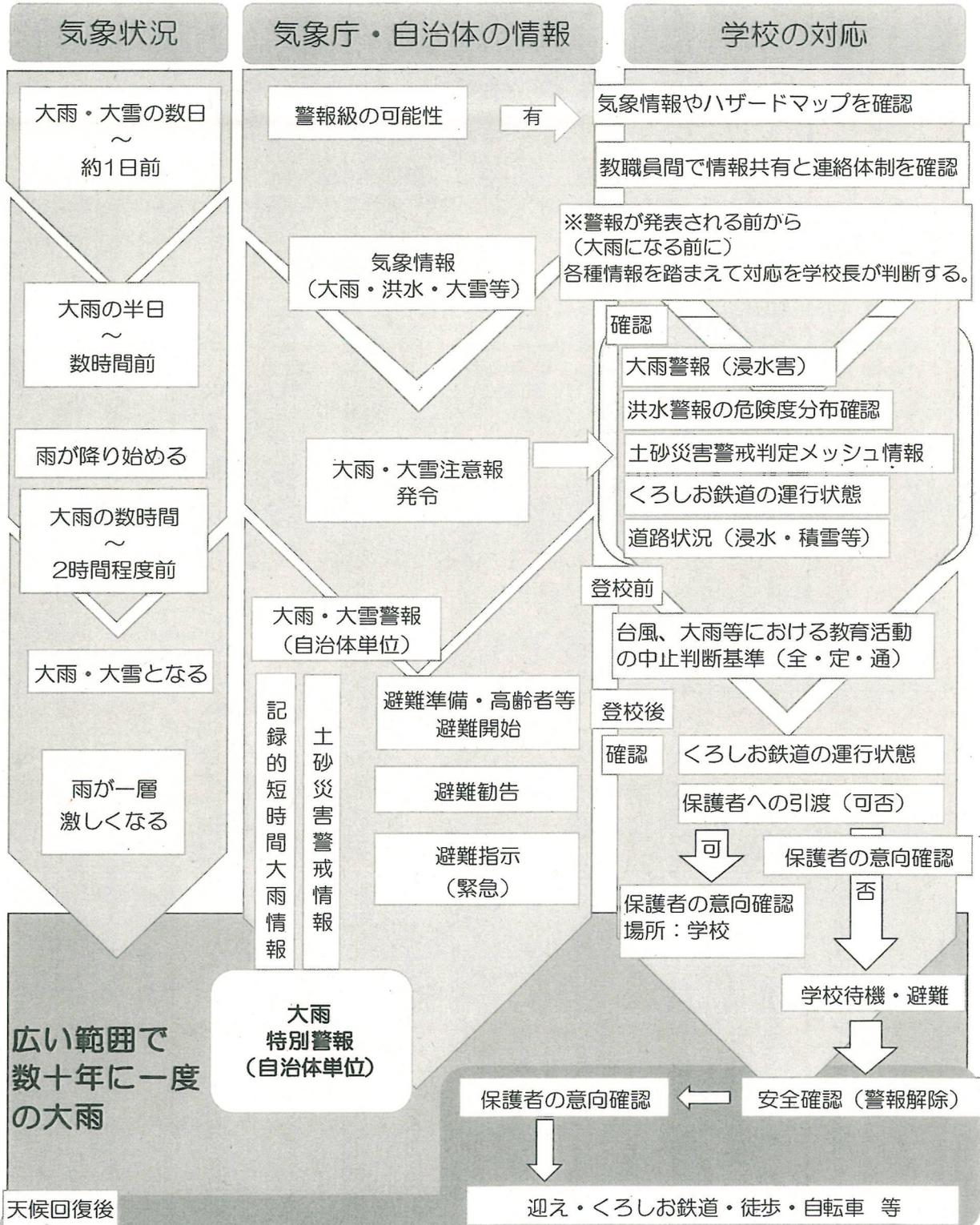
【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

- ① 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）
- ② 民事上の責任（被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う）
- ③ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）
- ④ 道義的責任（被害者を見舞い謝罪する）

※児童生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出場もあります。

※自転車に係る各種保険について周知を行う。

# 気象災害への対応



広い範囲で数十年に一度の大雨

天候回復後

雨が止んだ後も、登下校の再開に際しては、河川の氾濫や水位、土砂災害の状況や危険度を確認する。(自治体・国土交通省等)

児童生徒等の安否確認と校区の状況把握を行い、登下校の再開を判断する。

※土砂災害の危険度が非常に高まったときは、気象庁と都道府県から共同で「土砂災害警戒情報」が発表されます。「高知県防災マップでは、本校は危険区域の想定外」

## 台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

### 1 平常授業

全日制

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分 (土佐くろしお鉄道による判断は 午前6時00分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休校または自宅待機
午前10時00分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から授業を実施

### 2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分 (土佐くろしお鉄道による判断は 午前6時00分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休校または自宅待機
午前10時00分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から定期試験を実施

### 3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休講

#### 4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休み

#### 4-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休み

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。  
 ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。  
 ③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。  
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

## 台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

### 定時制

#### 1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後 2 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合	休校または自宅待機

#### 2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後 2 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合	休校または自宅待機

#### 3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 7 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合	休講

#### 4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
	該当なし	

#### 4-2 部活動（授業終了後 20:55～21:25 まで実施）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後 7 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合	休み

(注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。

②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。

③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。

④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

## 台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

### 1 平常授業

通信制

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分 (土佐くろしお鉄道 による判断は午前6 時00分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休校または自宅待機
午前10時00分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から授業を実施

### 2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分 (土佐くろしお鉄道 による判断は午前6 時00分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休校または自宅待機
午前10時00分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から定期試験を実施

### 3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休講

#### 4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休み

#### 4-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合</li> <li>・ 土佐くろしお鉄道（窪川～宿毛間）の普通列車運休の場合</li> </ul>	休み

(注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。

②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。

③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。

④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

# 令和2年度防災計画

高知県立大方高等学校

## 第1条 (目的)

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、大方高等学校における防災の管理について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに、被害の防止を図ることを目的とする。

## 第2条 (防火・防災管理者の業務)

- (1) 消防・防災計画を作成する。
- (2) 計画書による消火、通報、避難誘導の訓練をする。
- (3) 消火器具類の点検、整備を実施する。
- (4) 使用している火器(ストーブ、ガス、コンロ)等の取り扱いに関する監督をする。
- (5) 避難、防火上必要な設備の点検、整備を実施する。
- (6) 常に生徒を安全に保つようにする。
- (7) その他、防火上必要な業務を行う。

## 第3条 (予防管理組織)

- (1) 平素における火災の予防及び地震時の出火防止・津波発生時の非難をはかるため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元責任者を定め、建築物、火気使用設備、ガス、危険物施設等の点検係をおく。
- (2) 予防管理編成は、別表1及び別表2によるものとし、その各係の任務は次のとおりとする。

防火・ 防災 管理者  ( 教 頭)	火気使用施設検査係 炊事器具、暖房用器具(石油ストーブ、電気ストーブ、ガスストーブ等) 燃料置場(灯油、重油)等の使用個所の管理と検査をする。
	電気設備検査係 電気配線、配電盤、電気器具の漏電予防管理と検査をする。(業者に依頼)
	危険物施設検査係 LPガス庫の検査をする。(業者に依頼)
	消火、警報設備点検整備係 消火器、消火栓、自動火災報知設備、漏電火災警報器等の点検をする。 (業者に依頼)
	避難設備点検整備係 階段、避難通路の点検、整備をする。

## 第4条 (防火担当責任者の業務)

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

## 第5条 (火元責任者の業務)

- (1) 担当区域内(教室等)の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全装置
- (4) 防火担当責任者の補佐

## 第6条 (防災教育)

- (1) 予防組織の周知徹底をはかる
- (2) 消防隊編成表は異動のあるごとに作成して見やすい場所に掲示し、職員、生徒に徹底を図る。
- (3) 防火管理の必要な事項を教育する。
- (4) 地震対策として、早期の火気消火活動を実施する。避難予定地等を周知する。
- (5) 津波発生時には指示放送の下、生徒自身が生命と安全の確保、避難経路、避難場所等の周知徹底を図る。

## 第7条 (訓練の実施)

- (1) 防火・防災管理者は自衛防衛訓練(津波発生時の避難訓練を含む)を実施する場合は、実施する日時、場所、訓練、種別、訓練概要、参加人員、その他必要事項を別添「自衛消防訓練通知書」により黒潮消防署に通知する。
- (2) 訓練を実施した場合、防火管理者は訓練実施記録簿により記録しておく。

## 第8条 (自衛消防隊の設置)

自衛消防隊長は校長とし、そのもとに自衛消防隊をおく。その任務は次による。

- 通報連絡係……………119番に通報(確認)  
校内への出火報知(放送→非常警報ベル→電源を切る)  
消防隊への要救助者有無を連絡する。
- 消火係……………受け持ちの消火器を用いて消火にあたる。
- 防護安全係……………ガス遮断、ストーブ消火、戸締りの確認。
- 避難誘導係……………誘導、出火時には大声で速やかに誘導する。
- 搬出係……………重要物品の搬出にあたる。
- 救急係……………負傷者の応急措置にあたる。

## 第9条 (地震時の活動)

- (1) 出火防止の措置
  - ア 火元責任者は速やかに火器(コンロ、ストーブ、ガス)等の使用停止を行う。
  - イ 建物倒壊防止、避難通路の障害物を取り除く。
  - ウ 火気設備と危険物(ガソリン、灯油、アルコール)の容器の転倒、落下防止につとめる。
- (2) 情報収集活動
  - ア 建物全般の異状の有無を確かめ、被災事項の対応措置にあたる。
  - イ 付近の火災発生状況を知り、風速、風向きによる飛火危険の有無に注意する。
  - ウ 津波発生の有無を素早く確認する。
- (3) 消火活動  
建物の火災が発生した場合には、消火係により速やかに消火にあたる。
- (4) 火災発生時の避難経路及び避難予定地  
運動場とする。
- (5) 津波発生時の避難場所は、校舎北側(山側)の錦野児童公園とする。
- (6) 錦野児童公園への避難経路は、同公園に通じている(同公園に向かって)西ルート、中央ルート、東ルート(途中から中央ルートと合流)の何れかとする。

## 第10条 (消防用設備の点検、報告)

防火管理者は消防用設備(消火器、消火栓、避難器具、自動火災警報設備、非常警報器具)について定期的に検査し、その結果を黒潮消防署長に報告するものとする。

## 第11条 (宿直員)

当直時に発生した火災等の場合は、別表3に準じて通報(消防署、警察署、隊長等)、初期消火、搬出等にあたる。

## 救急連絡先

学 校	(0880) 43-1079
黒潮消防署	(0880) 44-2600
大方クリニック	(0880) 43-2255
校医 (さくらクリニック)	(0880) 35-2555

## 校内救急体制

- 1 事故発生時に直面した場合、できるだけ近くの者に声をかける。  
手分けをして保健室・職員室等へすぐに連絡し、事故に対応する。  
同時に、直ちにできる応急処置を施す。  
☆連絡内容 ……………①誰が ②いつ ③どこで ④どうなったか ⑤症状について
- 2 事故連絡を受けた者は、内容により、救急車・病院等に連絡をする。
- 3 重傷ではないが急を要する場合は、自家用車で診療所等へ運搬する方法をとる。
- 4 状況により、該当の担当教員、部活動顧問、ホーム主任は病院に付き添う。
- 5 家庭への連絡は、原則としてホーム主任が行う。
- 6 土曜日・日曜日・祭日の場合は、教頭、校長への連絡を行う。

令和2年度 高知県立大方高等学校 学校安全計画

月	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
月の重点	安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の安全	長期休業中の安全	事故災害の防止	安全な生活・行動	安全な生活・行動	安全な生活・行動	冬季の安全・衛生	校外活動での安全	厳冬時の安全・衛生	長期休業中の安全
地歴公民	オリエンテーション 青年期の心理(現社) 大気汚染・水質汚濁と公害(現社) 阪神淡路大震災(現社) 東日本大震災(現社) 世界の地形と気候、自然災害(地理) 日本の自然環境と自然災害(地理) 歴史の中の災害(日本史)											
理科	オリエンテーション プレートテクトニクス(科人) 地震と津波のメカニズム(科人) 火山と災害(科人) 降雨と災害・ハザードマップ(科人) 山野の果実(生物) 食べられる山野植物(生物) 地震波(物理基礎) 橋を支える物理学(物理基礎) 建造物の耐震・耐風・免震(物理基礎)											
保健体育	・オリエンテーション ・体育館、施設点検 ・既往症等の確認 ・健康の保持増進と病気の予防	・AED設置場所共有 ・熱中症予防指導 ・現代社会と健康について	・プール清掃と安全点検 ・救急救命訓練 ・交通事故の現状と要因(安全な社会づくり)	・水泳の安全指導 ・食中毒の防止	・水泳の安全指導 ・生涯における健康	・気力の充実と健康管理、労働と健康	・マラソン大会 ・応急措置法 ・環境と健康について	・インフルエンザ予防 ・冬寒に向けての健康管理と体力の維持 ・クラスマッチの安全対策	・体育施設、用具の安全点検 ・保険と医療制度、地域の保健医連携	・厳冬時のスポーツ事故の防止 ・健康に関する環境づくりと社会参加	・新学期に向けた健康指導	
家庭	オリエンテーション 青年期の自立 調理実習における安全指導 買い物消費者になるために 正しいインターネットの活用 災害への備え(住環境を考える) 衛生について学ぶ(環境・居住)											
ライフゼビング	オリエンテーション 日常の中に潜む危険と対応 自然災害や突発的な事象への対応 地震のメカニズム・津波に備える 避難所のトイレ環境について考える 救急法・AEDの使い方 身近なものをを使った救急法 災害に備えたグッズづくり 防災植物理解と調理											
地域学	オリエンテーション 地域の災害・防災理解(1年) 未来に預けたい大切なもの1・2・3(1年) 未来へ預けたいもの(メモリアル活動)1・2(1年) 未来へ預けたいもの(発信)1(1年) オリエンテーション 黒潮町総合福祉計画の理解(2年) 黒潮町総合防災計画と防災の結び付け作業(2年) 黒潮町防災計画と福祉防災啓発に向けた計画立案(2年) 福祉防災啓発リーフレット作成(2年) 福祉防災リーフレットの活用(2年) 出前授業等での利用(2年) オリエンテーション 防災クロスワードの作成(3年) 防災クロスワードの活用(3年) 地区防災計画の充直し(3年) 避難経路清掃・整備(3年) 情報防災課への提言(3年)											
総合的な探究の時間	1・2年生:防災と地域活性化をリンクさせた取組の展開・オリエンテーション(OR)・ケーススタディ(1年・3年)・アイデアソン(1年)・総合成果発表会・本年度の取組のまとめと次年度計画 3年生:防災への取組をはじめとする活動の振り返りと、自身の進路決定に向けた取組と面接等でPRするイストーリーの作成・後援へのメッセージ・本年度の取組のまとめと次年度計画											
1年LHR	・防災教育OR ・大方高校防災カード作成 ・通学時の安全 ・犯罪被害の防止	・保小中高合同避難訓練事前指導(火災・地震) ・防災活動 ・Traffic Safety News	・鉄道利用と乗車マナー ・Traffic Safety News	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ・Traffic Safety News ・文化祭準備委員会	・避難訓練(地震・津波) ・Traffic Safety News ・文化祭準備委員会	・文化祭 ・火気使用講習会 ・Traffic Safety News	・Traffic Safety News ・火災予防 ・非行防止教室	・備蓄品の見直し学習 ・Traffic Safety News	・避難に向けた心構え ・冬季の避難 ・Traffic Safety News	・春休みの過ごし方 ・Traffic Safety News		
2年LHR	・大方高校防災カード作成 ・通学時の安全 ・犯罪被害の防止	・保小中高合同避難訓練事前指導(火災・地震) ・防災活動 ・Traffic Safety News	・鉄道利用と乗車マナー ・Traffic Safety News	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ・Traffic Safety News ・文化祭に向けた検討	・避難訓練(地震・津波) ・Traffic Safety News ・文化祭準備委員会	・文化祭 ・火気使用講習会 ・Traffic Safety News	・Traffic Safety News ・火災予防 ・非行防止教室	・備蓄品の見直し学習 ・Traffic Safety News	・避難に向けた心構え ・冬季の避難 ・Traffic Safety News	・春休みの過ごし方 ・Traffic Safety News		
3年LHR	・大方高校防災カード作成 ・通学時の安全 ・犯罪被害の防止	・保小中高合同避難訓練事前指導(火災・地震) ・防災活動 ・Traffic Safety News	・鉄道利用と乗車マナー ・Traffic Safety News	・夏休みの生活と安全(防犯を含む) ・Traffic Safety News ・文化祭に向けた検討	・避難訓練(地震・津波) ・Traffic Safety News ・文化祭準備委員会	・文化祭 ・火気使用講習会 ・Traffic Safety News	・Traffic Safety News ・火災予防 ・非行防止教室	・卒業学習期間の過ごし方 ・Traffic Safety News ・後援へのメッセージ	・卒業後の生活 ・冬季の避難 ・Traffic Safety News	・卒業にあたって ・Traffic Safety News		
主な学校行事(全日制)	・入学式、始業式 ・オリエンテーション(OR) ・定期健康診断 ・種多支部団体	・合同避難訓練(火災・地震・津波)授業中想定 ・歯科検診 ・尿検査 ・新入生歓迎遠足 ・PTA総会	・クリーンエコ活動(地震・津波避難訓練を兼ねて校外活動中想定) ・中高連絡会	・保護者講話 ・夏休みの帰国注意 ・黒潮町合同避難訓練(地震・津波 豊後中想定) ・焼き出し訓練(災害)	・シェイクアウト訓練(地震 授業中想定) ・ミサイル対応訓練(津波 校外活動中想定) ・文化祭	・始業式 ・ソバ盆 ・逃げトレ活用避難訓練(津波 校外活動中想定)	・マラソン大会 ・ホームデー(地震・津波避難訓練を兼ねて実施 下校時想定)	・冬休みの帰国注意 ・修学旅行	・避難訓練(火災・地震・津波)授業中想定 ・総合成果発表会	・卒業式 ・終業式		
主な学校行事(定時制)	始業式入学式 オリエンテーション・開校式・保健関係検診 ①	新入生歓迎会・スポーツ大会 心臓検診	食育講座 定時休業 定期試験①	非行防止教室 救急法講習会 後期始業式 夏季休業 夏期基礎学力定着講座 授業再開	防災訓練② 定期試験② 夏季休業 部体育大会 前期休業	秋休み 後期始業式 生活体験発表会	防災訓練③ 校外研修	定期試験③冬季休業 年始会卒業試験	卒業生を送る会	卒業式 定期試験④ 履修登録 修了式		
主な学校行事(通信制)	前期始業式 前期入学式 オリエンテーション・開校式等 新入生歓迎遠足	生徒総会 公開講座改正等 防災・避難訓練等	定時休業 PTA総会 救命救急法・防災	レポート最終期限 交通安全講話 交通安全対策 夏季休業 前期テスト・終業式	後期休業面接 前期卒業式 部体育大会 生活体験発表会	後期入学式 始業式 オリエンテーション・開校式等 遠遊講演 生活体験発表会	薬物乱用防止講演 校外研修	スポーツ大会冬季休業 レポート最終期限テスト対策	後期テスト 卒業生を送る会	後期終業式 後期卒業式 第1次募集 第2次募集 転入 第2回転入		
個別指導	・定期健康診断 ・朝指導・クラス巡視 ・自転車、バイク点検 ・車庫点検(定)	・朝指導 ・校内巡視	・朝指導 ・校内巡視	・朝指導 ・原付取得事前指導 ・校内巡視 ・車庫点検(定)	・朝指導 ・自動車学校入校事前指導 ・校内巡視 ・校内巡視	・朝指導 ・校内巡視 ・校内巡視 ・校内巡視	・朝指導 ・原付取得事前指導 ・校内巡視 ・校内巡視	・朝指導 ・校内巡視 ・車庫点検(定) ・修学旅行事前健康診断	・朝指導 ・校内巡視	・朝指導 ・校内巡視		
部活動	・部活動OR ・用具等の点検整備 ・活動場所の安全点検	・種多支部体育大会	・熱中症予防	・熱中症予防	・熱中症予防	・遠征等における安全指導	・遠征等における安全指導	・部活動の振り返り	→			
防災委員会	・活動の確認	・防災活動の打ち合わせ	・防災活動の準備	・地域との連携活動実施	・「世界津波の日」高校生サミット ・黒潮町再計画シンポジウム	・地域との連携活動実施	・高知県高校生津波サミット	・地域との連携活動のまとめ	・本年度の振り返り ・次年度の取組計画策定	→		
生徒会活動	・対面式 ・歓迎遠足企画、準備	・限体社行式 ・生徒会役員選挙	・保健委員会 ・生徒総会	・全国小規模校サミット準備、出場 ・文化祭準備	・文化祭準備	・生徒会役員選挙 ・中学生一日体験入学 ・黒潮町内中学校体験入学 ・文化祭	・クリエイティブ ・高校生津波サミット ・クラスマッチ	・保健委員会	・安全安心まちづくり運動 ・3年生を送る会	→		
対人管理 学校生活の安全管理	・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・生徒部員 ・AED設置場所共有	・学校生活アンケート ・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会	・アセスアンケート ・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会	・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・ひだまり面談	・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・ひだまり面談	・アセスアンケート ・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・学校生活アンケート	・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・いじめ防犯対策委員会	・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会 ・ひだまり面談	・アセスアンケート ・生徒支援委員会 ・いじめ防犯対策委員会	→		
対物管理 学校環境の安全管理	・学校施設安全点検 ・AED動作点検 ・衛生委員会 ・火災報知器点検	・備蓄品確認 ・衛生委員会	・衛生委員会 ・プール清掃 ・消防設備点検 ・昇降機点検	・衛生委員会 ・プール水質検査 ・消防設備点検 ・消火栓点検 ・貯水槽清掃、点検	・衛生委員会 ・プール水質検査 ・昇降機点検 ・創物等保管点検	・衛生委員会 ・火警器器具点検 ・創物等保管点検	・衛生委員会 ・照度検査 ・昇降機点検	・衛生委員会	・衛生委員会 ・消防設備点検 ・昇降機点検	→		
学校安全に関する組織活動(研修を含む)	・いじめの認知研修 ・危機管理マニュアル周知 ・春の全国交通安全運動 ・防災プロジェクトチーム	・熱中症対策研修 ・PTA総会(交通安全、危機管理関係) ・防災プロジェクトチーム ・合同避難訓練	・救急救命講習会 ・中高連絡会 ・学校運営協議会 ・防災プロジェクトチーム	・熱中症予防指導 ・長期休業中の生活指導 ・生徒支援研修 ・防災プロジェクトチーム	・秋の全国交通安全運動 ・シェイクアウト訓練参加 ・黒潮町合同避難訓練参加 ・防災プロジェクトチーム	・学校運営協議会 ・防災プロジェクトチーム	・PTA育成員制会研修会 ・防災プロジェクトチーム	・交通安全街頭指導 ・避難所運営マニュアル再検討 ・防災プロジェクトチーム	・防災探究研究会 ・防災プロジェクトチーム	・学校運営協議会 ・防災プロジェクトチーム	・本年度の取組の反省と評価 ・次年度の計画立案	

## 北朝鮮からの弾道ミサイルが日本に飛来・落下する可能性がある場合の対応

※上記の場合には、Jアラート（全国瞬時警報システム）により以下の内容が伝えられます。

### 弾道ミサイル発射

極めて短時間で日本に飛来。  
約10分で1,600km程度の飛行  
能力があります。

#### ①ミサイル発射・避難の呼びかけ

【Jアラート】ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。

#### ②ミサイル落下情報・ミサイル通過情報

【Jアラート】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

【Jアラート】ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

#### ③落下場所等についての情報（日本の領土・領海、領土外に落下）

【Jアラート】ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

【Jアラート】先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

#### 【対応】

##### ※屋外にいる場合

近くの建物の中（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましい。頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）、地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）があれば、そこに避難して下さい。

##### ※屋内にいる場合

できるだけ窓から離れ身を低くしてください。できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

##### ※近くに適当な建物等がない場合

物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

##### ※自動車の車内にいる場合

車を止めて近くの建物の中又は地下に避難して下さい。

##### ※近くにミサイルが着弾した場合

屋外では、ホコリ等を吸い込む恐れもあるので、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難して下さい。

屋内では、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉して下さい。